

第15回各医師会新型コロナウイルス感染症担当理事者会（TV会議）

△と き：令和3年6月3日（木）17：30

△ところ：各郡市区医師会館・各医療機関

1. 開 会

2. 挨拶

3. 座長選出

4. 目的事項

1) 新型コロナワクチン接種について

①高齢者接種の7月末までの実施について (資料1)

②歯科医師に対する筋肉内注射研修会について (資料2)

③個別接種促進のための新たな財政支援等について (資料3)

2) 病床確保計画の見直しについて (資料4)

3) 宿泊療養施設入所者及び自宅療養者等に対する医療提供体制について (資料5)

4) 福岡県における高齢者施設等の取組について (資料6)

5. そ の 他

6. 閉 会

第15回各医師会新型コロナウイルス感染症担当理事者会名簿

令和3年6月3日

医師会	出席者氏名	役職名	医師会	出席者氏名	役職名
北九州市	穴 井 堅 能	会 長	宗 像	石 田 清	会 長
	安 藤 文 彦	副 会 長		城 谷 吾 郎	理 事
	長 森 健	専務理事	直方鞍手	山 近 仁	会 長
	吉 田 雄 司	理 事		古 賀 哲 二	副 会 長
門 司 区	吉 田 良	会 長		菅 原 啓 介	副 会 長
	横 光 智	理 事	田 川	岡 部 浩 司	副 会 長
小 倉	松 村 洋	会 長		桑 野 和 則	専務理事
	鶴 留 洋 輔	専務理事	飯 塚	西 園 久 徳	会 長
	増 田 裕 恵	理 事		武 富 章	理 事
	石 井 義 輝	理 事	久 留 米	井 上 治	理 事
八 幡	鍵 山 明 弘	会 長	大 牟 田	杉 健 三	会 長
	藤 本 裕 司	副 会 長		西 山 努	理 事
	高 嶋 雅 樹	専務理事	八女筑後	永 田 一 良	会 長
戸 畑 区	久 能 俊 昭	会 長		吉 田 輝 久	理 事
若 松 区	古 賀 雅 之	会 長		大 内 田 昌 直	理 事
	手 島 久 文	専務理事	朝 倉	古 賀 丈 晴	理 事
遠賀中間	津 田 文 史 朗	会 長	小郡三井	島 田 昇 二 郎	会 長
	瓜 生 康 平	副 会 長		橋 本 朋 也	理 事
	豊 澤 賢 明	理 事	大川三潞	酒 井 良	会 長
京 都	弓 削 建	副 会 長		田 中 哲 朗	理 事
	末 松 雄 二	理 事		高 宮 博 樹	理 事
豊前築上	前 田 公 史	理 事	柳川山門	渡 辺 和 彦	会 長
福 岡 市	中 山 英 樹	常任理事		横 地 一 興	理 事
筑 紫	竹 野 文 洋	会 長	浮 羽	坂 本 昭 彦	理 事
	安 藤 眞 一	副 会 長	県医師会	松 田 峻 一 良	会 長
	小 林 邦 久	理 事		長 柄 均	副 会 長
糸 島	菊 池 正 統	会 長		瀬 戸 裕 司	専務理事
	富 満 久 教	副 会 長		稲 光 毅	常任理事
粕 屋	松 尾 喬 之	会 長		一 宮 仁	常任理事
	山 田 義 生	理 事		香月きょう子	理 事

福岡県医発第 692 号（地）
令和 3 年 6 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、多大なるご尽力
いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

国の方針において、新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種の終了時
期を 7 月末へ前倒しすることについては、令和 3 年 5 月 17 日付け福岡県医発第 519
号（地）にて貴会宛てにご連絡いたしました。

本会といたしましては、県民への接種を一日でも早く行うことにより、新規感
染者を早期に減少させ、緊急事態宣言を解除させたいと考えており、そのために
は、高齢者向け接種を 7 月末までに完了させる必要があります。7 月末までに 2
回目接種を行うためには、ファイザー社ワクチンの接種間隔を勘案すると **7 月
10 日（土）まで**に 1 回目接種を行う必要があります。

つきましては、県より各市町村に対し別添のとおり通知されておりますので、
7 月 11 日以降に 1 回目の接種を予定している方について、個別接種においては、
接種を前倒しで実施いただくこと、また、集団接種においては、県が設置する広
域接種センターにおいて実施していただくなど、可能な限り 7 月末までに 2 回
目接種を終了させるべく、貴会におかれましては管内の市町村とご協議いただ
くとともに、高齢者接種の前倒しが可能な地域におかれましては、次の接種順位
の者への接種を速やかに開始いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、1 回目接種を受けられた先生方におかれましては、可能な限り高齢者接
種に従事していただけるよう、貴会会員への周知方につきましてもご高配賜り
ますよう、併せてよろしくお願い申し上げます。

関係市町村新型コロナウイルスワクチン接種事業主管課長 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

高齢者へのワクチン接種に係る今後の見込みについて（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
県といたしましては、県民への接種を一日でも早く行うことにより、新規感染者を早期に減少
させたいと考えております。

各市町村におかれましては、ワクチン接種の 7 月末までの終了に向けて取り組まれていること
と存じますが、引き続き、郡市区医師会及び管内医療機関と連携・協力しながら、取組みを促進
していただきますよう、お願いします。

さて、この度、県では、田川市及びみやま市に、福岡県新型コロナウイルス感染症ワクチ
ン広域接種センターを設置しました。

現在、6 市町の高齢者を優先的に接種することとしていますが、今後、6 市町の接種状況
を踏まえ、他市町村の高齢者への接種も検討していくこととしています。

ついては、検討にあたっての参考としたいので、下記について、6 月 2 日（水）までに別紙
様式により御回答願います。

記

- 1 7 月 1 1 日以降に第 1 回目の接種が予定されている人数（見込み） _____人
※ 7 月末までに 2 回目接種を行うためには、ファイザー社ワクチンの接種間隔を勘案す
ると 7 月 10 日（土）までに 1 回目接種を行う必要があります

- 2 上記のうち、県広域接種センターでの接種を希望する人数（見込み）
【田川会場：福岡県立大学】 _____人
【みやま会場：保健医療経営大学】 _____人

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
ワクチン班
Mail : corona-wakuchin@pref.fukuoka.lg.jp

高齢者へのワクチン接種に係る今後の見込みについて

回答先 : corona-wakuchin@pref.fukuoka.lg.jp

回答期限 : 令和3年6月2日(水)

市町村名	部署名	担当者名	連絡先	7月11日以降に 第1回目の接種が 予定されている人 数 見込み(人)	左記のうち、県広域接種センターでの 接種を希望する人数見込み(人)	
					田川会場 (福岡県立大学)	みやま会場 (保健医療経営大学)

福岡県新型コロナウイルスワクチン広域接種センターの設置について

1 設置目的

県内の高齢者の方がどこにお住まいでも 7 月末までにワクチン接種を受けられるよう
県が設置するもの

2 接種対象者

- ・ 7 月末までに高齢者へのワクチン接種完了が困難又は集団接種会場の設置希望の申し出のあった市町村の高齢者

※ 大牟田市、飯塚市、大川市、嘉麻市、みやま市、小竹町

- ・ 今後、申し出のあった市町村の高齢者への接種状況を踏まえ、他市町村の高齢者への接種拡大を検討

3 接種場所

上記 2 の申し出のあった市町村からの移動を考慮し、次の 2 か所に設置

- ・ 福岡県立大学（田川市伊田 4 3 9 5）
- ・ 保健医療経営大学（みやま市瀬高町高柳 9 6 0－4）

※ 両会場とも 1 日当たり最大 1, 0 0 0 人接種できる規模

4 接種スケジュール

6 月 4 日 予約受付開始

6 月 7 日 接種開始

5 その他

- ・ モデルナ社製ワクチンを 2 回接種
- ・ 会場の最寄り駅から会場までの無料送迎バスを運行

(案)

福 岡 県 医 師 会 第 号 (地)
令和 3 年 6 月 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン筋肉内注射研修会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

現在、各地域において新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が実施されておりますが、全国的に集団接種のための特設会場における筋肉内注射を行う人材確保が課題の一つとなっております。本県においても、高齢者接種以降の住民接種において接種業務を行う人材の確保が困難となった場合には、予防接種の実施主体である自治体の長が地域の医師会等との協議を踏まえて、歯科医師に対しワクチン接種の協力を求めることが想定されます。

そこで、本会では、令和 3 年 4 月 26 日付け厚生労働省事務連絡における新型コロナウイルスワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施に係る法的な整理に基づき、今後、歯科医師が接種を行うにあたり、安全かつ適切に筋肉内注射を行っていただくことを目的として、別紙 1 のとおり標記研修会を開催することといたしました。

つきましては、研修会終了後に本会より修了者の情報を提供いたしますので、今後の住民接種において歯科医師に協力を求めることについて、各市町村との協議の際にご活用いただくとともに、各地域の歯科医師会とも連携していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナワクチン筋肉内注射研修会概要（案）

1. 開催目的

新型コロナワクチンの接種体制に関し、全国的に集団接種のための特設会場における筋肉内注射を行う人材確保が課題の一つとなっている。本県においても、高齢者接種以降の住民接種において接種業務を行う人材の確保が困難となることが想定されることから、令和3年4月26日付け厚生労働省事務連絡における新型コロナワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施に係る法的な整理に基づき、歯科医師による安全かつ適切に筋肉内注射を行うことを目的として開催する。

2. 開催日時

①令和3年6月19日（土）

【第1部】13：30～ 【第2部】15：00～ 【第3部】16：30～
（※各部40分程度）

②令和3年6月20日（日）

【第1部】10：00～ 【第2部】11：30～ 【第3部】13：30～
（※各部40分程度）

3. 開催場所

福岡県医師会館5階研修室・6階研修室

4. 対象者

公益社団法人日本歯科医師会ホームページよりオンライン研修（eラーニング）を受講した県内の歯科医師（受講修了証を持参）（※オンライン研修については別添「参考資料」を参照）

5. 内 容

筋肉内注射の実技研修

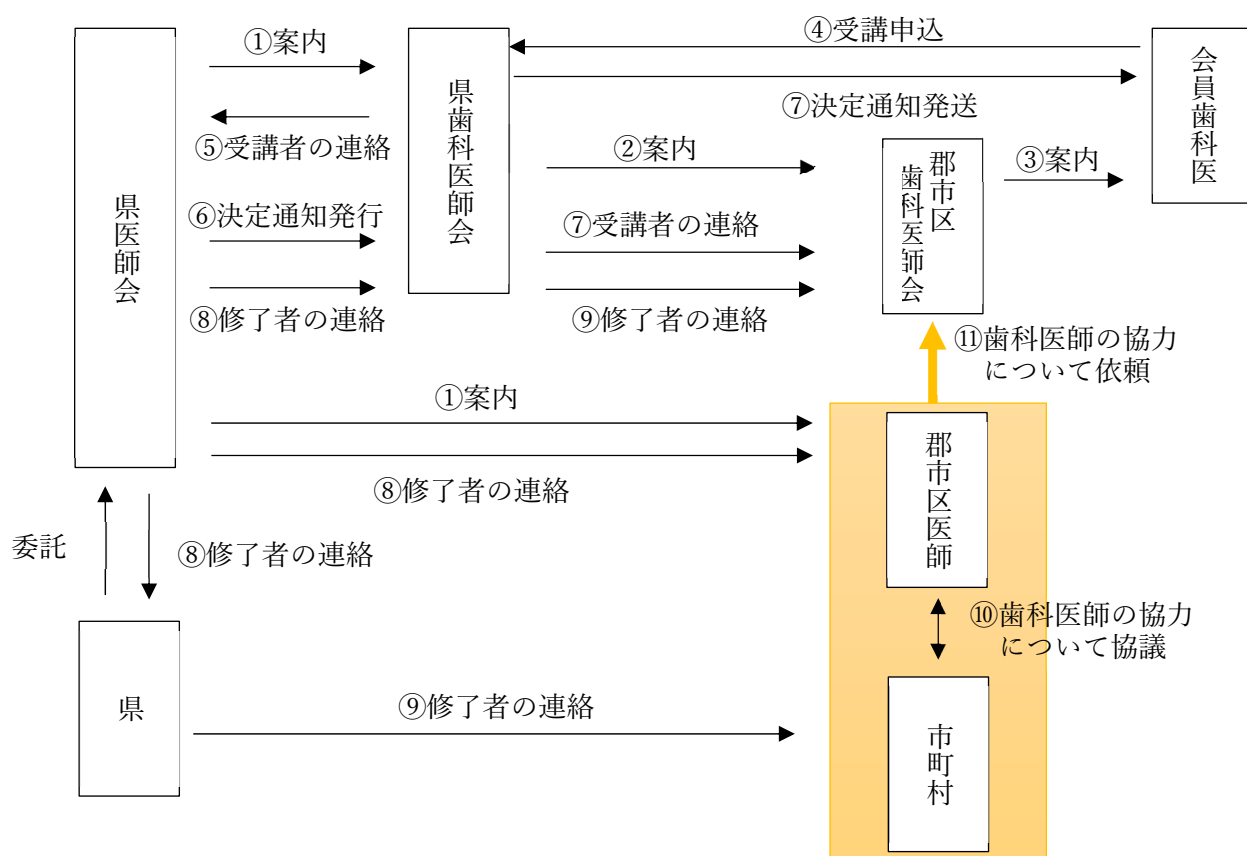
6. 参加人数

各部60人定員（※定員を超える場合は、抽選となります。）

7. 申込方法

福岡県歯科医師会ホームページの会員専用ページの専用Googleフォームよりお申し込みください。

8. 流れ（イメージ）



9. 受講証

研修会当日、会場にてお渡しします。

10. その他

- ①受講者は、福岡県歯科医師会から送付された決定通知及び日本歯科医師会のオンライン研修受講修了証を必ずご持参ください。
- ②遅刻・早退・途中退席をされた場合は受講証が交付できませんのでご注意ください。
- ③当日は無料の託児室を設置いたします。利用をご希望の場合は、事前申込みが必要となりますので、1週間前までに福岡県医師会宛にご連絡ください。
- ④受講者は、下記のことを厳守していただきますようお願いします。

- ①来館前に検温を行い、感冒症状があるなど体調不良の場合は参加を自粛してください。
- ②来館の際は、マスクの着用をお願いいたします。
- ③丁寧な手洗い・手指消毒の徹底をお願いいたします。
- ④受付に消毒液を設置いたします。手指の消毒をお願いいたします。
- ⑤受付（来館）時に検温を行い、37.5℃以上の場合は参加できません。

事務連絡
令和3年5月18日

各 〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
筋肉内注射の歯科医師による実施のためのオンライン研修システムについて
(情報提供)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和3年4月26日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局健康課予防接種室事務連絡、以下「事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射を歯科医師が実施する場合は必要な研修を受ける必要があるとしており、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施のための研修について」（令和3年5月11日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局健康課予防接種室事務連絡）において、研修動画の周知及び研修実施について依頼を行ったところです。

今般、当該研修動画について、公益社団法人日本歯科医師会のウェブページにおいて、オンライン研修としての受講が可能となりました（受講方法等については、＜参考URL＞参照。）。本オンライン研修は、公益社団法人日本歯科医師会会員以外の歯科医師も受講可能であり、受講修了者に対しては、公益社団法人日本歯科医師会から受講修了証が発行されます。なお、筋肉内注射の経験がない歯科医師については、本オンライン研修とは別に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）の実技研修が必要となります。

以上の内容についてご了知いただくとともに、関係者への周知など、引き続き、希望する高齢者について7月末を念頭に2回のワクチン接種を終えることができるよう、特段のご配慮いただきますようお願いいたします。

＜参考URL＞ 公益社団法人日本歯科医師会 Web ページ

新型コロナウイルス感染症について

<https://www.jda.or.jp/dentist/coronavirus/#2>

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 17 日

都道府県歯科医師会会長 各位
日本歯科医学会会長 様
専門分科会・認定分科会代表者 各位
日本歯科医学会連合理事長 様
歯科大学（歯学部）長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る「歯科医師によるワクチン接種実施」のための
教育研修について

今般、国から「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和 3 年 4 月 26 日）が発出され、現在、各自治体において対応が進められております。

これに必要な研修に関しては、本会で国の要請に応え E システム（e-learning）を用いた受講体制を整えましたので下記の通りご案内します。

筋肉内注射の経験がない歯科医師については、別途ワクチン接種に関する実技研修が必要となり、各地域において適宜調整されることになっております。

本会未入会の歯科医師で、同研修の受講を希望される場合には、別途の受講申込書をもって勤務先所在地の都道府県歯科医師会を通じて本会学術課・日本歯科医学会事務局にお申し込みいただくことにしております。

なお、実際に歯科医師が本ワクチン接種業務に携わった場合は、お手数ですが、実績として本会までご報告ください。

ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、本研修の趣旨をご理解の上、ご周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 開始日時：2021 年（令和 3 年）5 月 18 日（火）16：30 より
2. 研修教材：JDA E-system (<https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>)
3. 対 象：歯科医師（日本歯科医師会会員および日歯未入会者）
4. 受 講 費：無料

（別添）

1. 実施要領
2. 研修教材一覧
3. 受講申込書
4. フローチャート

お問い合わせ先
公益社団法人日本歯科医師会
学術課・日本歯科医学会事務局
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20
TEL 03-3262-9213 FAX 03-3262-9885
※電話受付は 10 時～16 時となっております。
ご理解をお願いいたします。
E-mail esystem_support@jda.or.jp

厚生労働省委託事業
「令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る
ワクチン接種のための筋肉内注射に係る研修」
Eシステム（e-learning）教育研修

— 実施要領 —

【実施主体】 厚生労働省

【事業受託】 公益社団法人 日本歯科医師会

【目 的】 国は新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施に係る法的な整理を行い、現在、各自治体においてワクチン接種体制の構築が進められている。

本会では、国の要請に応えるべく、Eシステム（e-learning）を用いた適切な受講体制を整え、歯科医師によるワクチン接種のための筋肉内注射業務に係る教育研修を実施する。

【対 象】 歯科医師（日本歯科医師会会員および未入会者）

【開始日時】 2021年（令和3年）5月18日（火）16：30より

【研修教材】 JDA E-system <https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>

メニュー画面「教材コンテンツ検索」より

大項目：33 感染予防と滅菌法

中項目：66 ワクチン接種研修

※ 研修の修了条件として、動画5本の視聴および視聴後に表示される、5問のポストテストの合格（単位登録）が必要になります。

※ 日本歯科医師会会員は日本歯科医師会生涯研修事業 e-learning 研修単位を同時に取得できます。

【受講修了証】 本研修を修了された方には受講修了証を発行いたします。
（Eシステムのメニュー「修了証出力」よりPDFをダウンロード）

【受講料】 無料

【申込方法】 日本歯科医師会会員は、Eシステムにログインの上、当該研修教材を受講ください。

日歯未入会者は、所定の様式にて、勤務先所在地の都道府県歯科医師会にお申し込みください。

【問合せ先】 公益社団法人 日本歯科医師会 学術課・日本歯科医学会事務局
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
TEL：03-3262-9213／FAX：03-3262-9885
E-mail：esystem_support@jda.or.jp

【研修教材一覧】

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する基礎知識（副反応に関する内容も含む。）

「新型コロナワクチン 今わかっていること まだわかっていないこと」 1/2・2/2

守屋 章成（日本プライマリ・ケア連合学会）

【制作：日本プライマリ・ケア連合学会】

（参考）「新型コロナワクチン 今わかっていること まだわかっていないこと」

質疑応答 1/2・2/2 守屋章成（日本プライマリ・ケア連合学会）

- ② 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識」

砂田勝久（日本歯科大学）

【監修：日本歯科医学会】

- ③ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）

「医療従事者のための新型コロナウイルスワクチンを安全に接種するための注意とポイント」

【制作・監修：厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」】

（参考）接種部位の目安を「肩峰下の前後腋窩線を結ぶ線の高さ」とする方法

「新型コロナワクチン より安全な新しい筋注の方法 2021年3月版」

（制作・監修：日本プライマリ・ケア連合学会 予防医療・健康増進委員会

ワクチンチーム） <https://www.youtube.com/watch?v=tA96CA6fJv8>

- ④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンのアナフィラキシーとその対応 等

「新型コロナワクチン接種時のアナフィラキシーへの対応【医療者向け】」

今村 聡（日本医師会）

【制作：公益社団法人 日本医師会】

※ JDA E-system <https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>

メニュー画面「教材コンテンツ検索」より下記を選択ください。

研修項目 大項目：33 感染予防と滅菌法 中項目：66 ワクチン接種研修

または、動画コンテンツ一覧「その他の研修」より「ワクチン接種研修」

※ 研修の修了条件として、動画①～④の合計 5本の視聴および視聴後に表示される、それぞれ 5問のポストテストの合格（単位登録）が必要になります。

※ 受講修了証の発行は、単位を取得された後、メニューの「修了証出力」より、PDFをダウンロードください。

※ （参考）と記載されている動画の受講は、「任意」になります。

(所定の様式)

厚生労働省委託事業
「令和３年度新型コロナウイルス感染症に係る
ワクチン接種のための筋肉内注射に係る研修」
Eシステム（e-learning）教育研修 受講申込書

申込日：令和３年 月 日

日本歯科医師会会長 殿

都道府県歯科医師会会長 殿

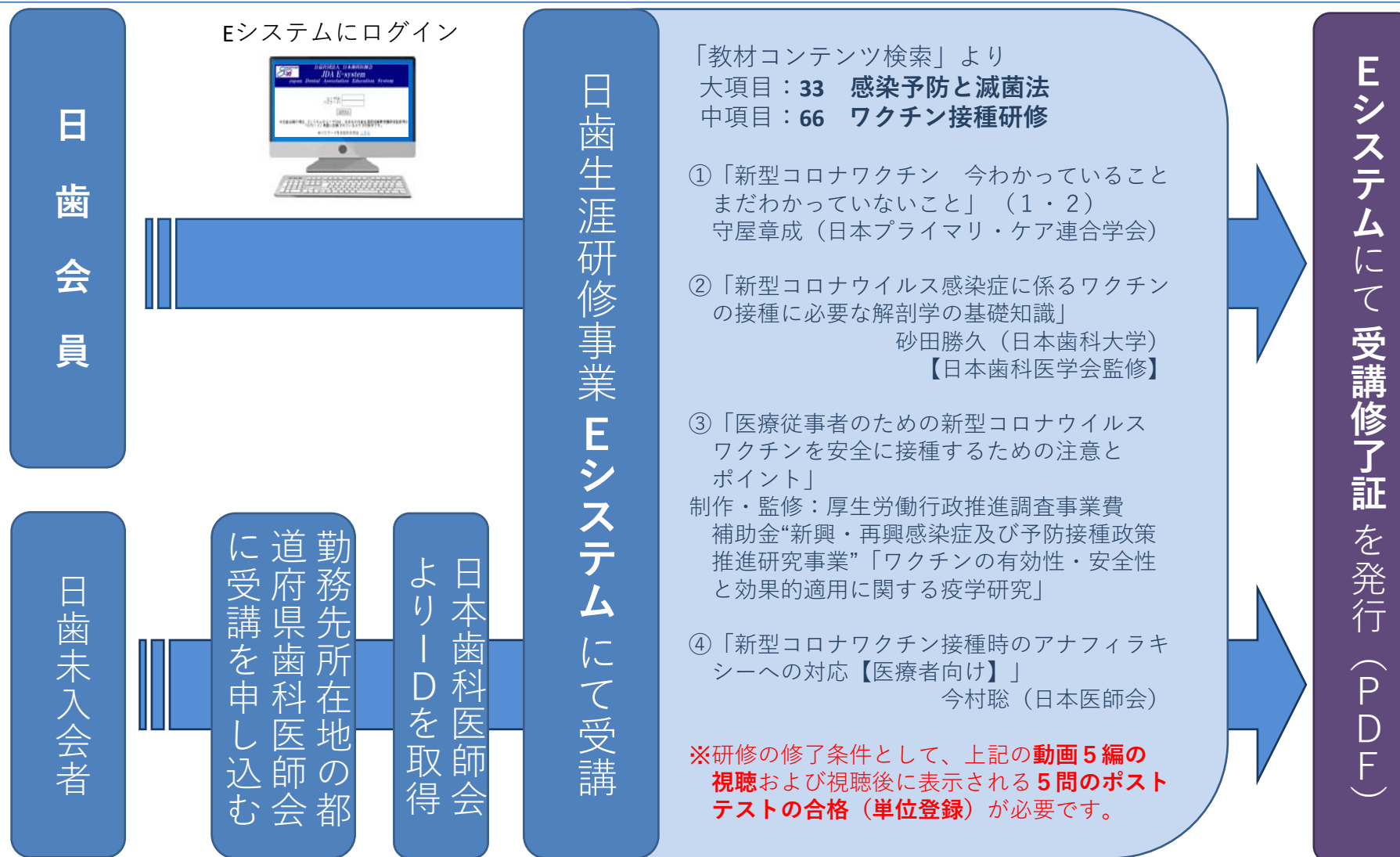
日本歯科医師会が実施する標記 Eシステム（e-learning）教育研修の受講を申し込みます。

氏 名		フリガナ	
生年月日 年齢・性別	昭和・平成 年 月 日 歳 / 男性・女性	歯 科 医 籍 登 録 番 号	
診療所名 又は勤務先名			
診療所又は 勤務先住所	〒 — — — — —		
電話番号	— — — — — —	携帯電話	— — — — — —
F A X	— — — — — —	緊 急 連 絡 先	— — — — — —
メール アドレス	@ ※添付ファイルを確認できるメールアドレスをご記載ください。		

※ 上記の各項にもれなく記入して下さい。記入もれがある場合は申し込みを受理しません。

※ 個人情報保護法に基づき、本研修において得た個人情報は、本事業のためのデータベース化による資料以外には使用いたしません。また、これ以外の目的に使用する場合には、別途ご連絡いたします。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る
ワクチン接種のための筋肉内注射に係る研修」
－ Eシステム（e-learning）教育研修の受講流れ －



※本研修に限り、日本歯科医師会に未入会の歯科医師も特例的に対象となります。

個別接種促進のための新たな財政支援等について

頁	資 料 名
1	新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について (令和 3 年 5 月 26 日) (福県医発第 602 号 (地))
7	新型コロナワクチンに係る予診票の様式変更について (令和 3 年 6 月 1 日) (日本医師会 健Ⅱ117F)
22	新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について (令和 3 年 6 月 1 日) (日本医師会 健Ⅱ118F)
24	「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」 の一部改正について (令和 3 年 6 月 1 日) (日本医師会 健Ⅱ124F)
31	コミナティ筋注 (2021 年 5 月改訂)

福岡県医発第602号（地）

令和3年 5月26日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

今般、厚生労働省より、各都道府県衛生主管部（局）宛てに別添の通知がなされました。

本件は、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援が下記のとおり行われる旨、お知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【個別接種促進のための財政支援（案）】

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円

（※1）現行の接種費用の原則2,070円／回とは別途で交付。

（※2）7月末までの期間内のうち、上記の週当たりの回数の要件を満たす週のみを対象。

（※3）週の考え方は、日曜日から土曜日まで。

（※4）同一の週を週100以上及び週150以上として重複しない。

（例：週150回が4週、週100回が2週あった場合、週150回以上のみが要件を満たす。なお、週100回の2週については1.の対象とはならないが、2.の対象にはなり得る。）

2. 医療機関（診療所・病院）が50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。なお、診療所は、1. の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に1. と2. の支援の重複は不可）

（※5）日の考え方は、0時から24時まで。なお、24時を跨いで連続した接種を行う場合は、24時以前の日付けの分として回数を計算。

3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、7月末までに4週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2.に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

医師：1人1時間当たり7,550円

看護師等：1人1時間当たり2,760円

（※6）週の考え方は1. と同様。

（※7）日の考え方は2. と同様。

（※8）特別な接種体制の確保に携わった医師・看護師等の人数と時間により所要額を算出。

（※9）緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と同様の仕組みを活用。

1. ～3. のいずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施するものとし、医療機関への交付は都道府県が行う。

なお、当該財政支援の対象期間は、5月10日の週から7月末までとする。

事 務 連 絡
令和3年5月25日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、これまでも財政支援策をお示ししてきたところです。

今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行うこととしました。

個別接種に協力して頂く医療機関を更に確保し、希望する高齢者への接種を進めていただくようお願いします。

(別紙)

個別接種促進のための財政支援（案）

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。
 - ・ 週 100 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円
 - ・ 週 150 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円

(※ 1) 現行の接種費用の原則 2,070 円／回とは別途で交付。

(※ 2) 7 月末までの期間内のうち、上記の週当たりの回数の要件を満たす週のみを対象。

(※ 3) 週の考え方は、日曜日から土曜日まで。

(※ 4) 同一の週を週 100 以上及び週 150 以上として重複しない。
(例：週 150 回が 4 週、週 100 回が 2 週あった場合、週 150 回以上のみが要件を満たす。なお、週 100 回の 2 週については 1. の対象とはならないが、2. の対象にはなり得る。)
 2. 医療機関（診療所・病院）が 50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円を交付する。なお、診療所は、1. の要件を満たさない週に属する日に限る。(同一日に 1. と 2. の支援の重複は不可)

(※ 5) 日の考え方は、0 時から 24 時まで。なお、24 時を跨いで連続した接種を行う場合は、24 時以前の日付けの分として回数を計算。
3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末までに 4 週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2. に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

<u>医師</u>	<u>1 人 1 時間当たり 7,550 円</u>
<u>看護師等</u>	<u>1 人 1 時間当たり 2,760 円</u>

- (※6) 週の考え方は1. と同様。
- (※7) 日の考え方は2. と同様。
- (※8) 特別な接種体制の確保に携わった医師・看護師等の人数と時間により所要額を算出。
- (※9) 緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と同様の仕組みを活用。

1. ～ 3. のいずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施するものとし、医療機関への交付は都道府県が行う。

なお、当該財政支援の対象期間は、5月10日の週から7月末までとする。

ワクチン接種に係る新たな支援策について

- これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円(令和2年度三次補正)

<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：＋730円、休日：＋2,130円)



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円(令和2年度三次補正等)

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ ＋2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ ＋3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)



集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要な費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付 6

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

新型コロナワクチンに係る予診票の様式変更について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種における、効率的かつ効果的な問診の実施に当たっての留意事項や参考情報については、令和3年5月27日付「新型コロナワクチン接種における予診時の確認について」（健Ⅱ109F）をもってお知らせいたしました。

今般、何らかの病気で診療を受けている被接種者が、かかりつけ医に確認せずに接種を希望した場合でも、予診および接種を円滑に受けることができるよう、予診票の様式変更を行い、接種にあたっての参考情報を示す旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て標題の事務連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。参考情報の概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか」の設問について、事前に医師への問い合わせが必須であるとの誤解が生じている例があることを踏まえ、当該設問を削除した予診票が示されたこと。
- 「現在、何らかの病気にかかって、治療（投薬など）を受けていますか」の設問に「はい」と回答した接種希望者に対しては、予診医は接種要注意者としての注意事項に留意しながら接種の可否を判断すること。
- すでに印刷や配布が行われている場合等においては、従来の予診票も引き続き使用可能であること。当該設問への回答が「いいえ」または空欄となっている接種希望者については、予診医が接種可能と判断した場合は接種可能であること。
- 予診時の参考となる「予診票の確認のポイント」が併せて改訂されていること。

(別 添)

新しい予診票の様式

「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver. 2.1」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

事務連絡
令和3年5月28日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンに係る予診票の様式変更について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、多大なるご尽力をいただいているところであり、深く感謝いたします。

効率的かつ効果的な問診の実施に当たっての留意事項や参考情報については、令和3年5月25日付事務連絡「新型コロナワクチン接種における予診時の確認について」（別添）によりお示ししているところです。

今般、何らかの病気で診療を受けている被接種者が、かかりつけの医師に確認せずに接種を希望した場合においても、予診および接種を円滑に受けることができるよう、予診票の様式変更を行いました。

つきましては、以下の通りお示ししますので、接種に当たって参考にするともに、管内の医療団体・医療機関への周知をお願いいたします。

記

- 「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか」の設問があることにより、事前に医師への問い合わせが必須であるとの誤解を生じている例があること等を踏まえ、円滑な接種に資するよう、今般、当該設問を削除した予診票をお示しすることとしました。
- 「現在、何らかの病気にかかって、治療（投薬など）を受けていますか。」の設問に「はい」と回答した接種希望者に対しては、予診医は接種要注意者としての注意事項に留意しながら、接種の可否を判断します。
- 既に印刷や配布が行われている場合等においては、従来の予診票も引き続き使用可能です。その場合、「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。」の設問が「いいえ」または空欄となっている接種希望者については、予診医が接種可能と判断した場合は接種可能です。

- 予診医や予診票の確認等に従事する職員等に予診時の参考にしていただく「予診票の確認のポイント」を併せて改訂しましたので、ご参照ください。

※新しい予診票の様式、「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver2.1」については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html)

新型コロナワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所	都 道 市 区 村 府 県 町 村	
フリガナ		電話番号 () -
氏 名		
生年月日 (西暦)	年 月 日生 (満 歳) ☐ 男・ ☐ 女	診察前の体温 度 分

※ワクチン接種後に医療機関において
貼り付けてください

※左隅に合わせ、点線に沿ってまっすぐに
貼り付けてください

(クーポン貼付)

質問事項	回答欄	医師記入欄
新型コロナワクチンの接種を初めて受けますか。 (接種を受けたことがある場合 1回目: 月 日、2回目: 月 日)	☐ はい ☐ いいえ	
現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。	☐ はい ☐ いいえ	
『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ	
接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。 ☐ 医療従事者等 ☐ 65歳以上 ☐ 60～64歳 ☐ 高齢者施設等の従事者 ☐ 基礎疾患を有する(病名:)	☐ はい ☐ いいえ	
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 病 名: ☐ 心臓病 ☐ 腎臓病 ☐ 肝臓病 ☐ 血液疾患 ☐ 血が止まりにくい病気 ☐ 免疫不全 ☐ その他() 治療内容: ☐ 血をサラサラにする薬() ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名()	☐ はい ☐ いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()	☐ はい ☐ いいえ	
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ	
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()	☐ はい ☐ いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 種類() 症状()	☐ はい ☐ いいえ	
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。	☐ はい ☐ いいえ	
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()	☐ はい ☐ いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	☐ はい ☐ いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は (☐ 可 能 ・ ☐ 見 合 せ る)	医師署名又は記名押印
	本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 ☐ 被接種者は6歳未満である(該当する場合は塗りつぶしてください)	

新型コロナワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(☐ 接種を希望します ・ ☐ 接種を希望しません)

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年 月 日 被接種者又は
保護者自署

(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)
(※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署)

医師記入欄	ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	※医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください。
	シール貼付位置	ml	実施場所	医療機関等コード
	※枠に合わせて <u>まっすぐ</u> に 貼り付けてください (注)有効期限が切れていないか確認		医師名	
			接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日	
			2 0 2 年 月 日	

新型コロナワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所	都 道 市 区 村 府 県 町 村	
フリガナ		電話番号 () -
氏 名		
生年月日 (西暦)	年 月 日 日生 (満 歳)	男・女 診察前の体温 度 分

※ワクチン接種後に医療機関において
貼り付けてください

※左隅に合わせ、点線に沿ってまっすぐに
貼り付けてください

(クーポン貼付)

質問事項	回答欄	医師記入欄
新型コロナワクチンの接種を初めて受けますか。 (接種を受けたことがある場合 1回目: 月 日、2回目: 月 日)	☐ はい ☐ いいえ	
現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。	☐ はい ☐ いいえ	
『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ	
接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。 ☐ 医療従事者等 ☐ 65歳以上 ☐ 60～64歳 ☐ 高齢者施設等の従事者 ☐ 基礎疾患を有する(病名:)	☐ はい ☐ いいえ	
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 病 名: ☐ 心臓病 ☐ 腎臓病 ☐ 肝臓病 ☐ 血液疾患 ☐ 血が止まりにくい病気 ☐ 免疫不全 ☐ その他() 治療内容: ☐ 血をサラサラにする薬() ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名()	☐ はい ☐ いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()	☐ はい ☐ いいえ	
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ	
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()	☐ はい ☐ いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 種類() 症状()	☐ はい ☐ いいえ	
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。	☐ はい ☐ いいえ	
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()	☐ はい ☐ いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	☐ はい ☐ いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は (☐ 可 能 ・ ☐ 見 合 せ る)	医師署名又は記名押印
	本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。	

新型コロナワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(☐ 接種を希望します ・ ☐ 接種を希望しません)

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年 月 日 被接種者又は
保護者自署

(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)
(※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署)

医師記入欄	ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	※医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください。
	シール貼付位置	☐ . ☐ ml	実施場所	医療機関等コード
	※枠に合わせて <u>まっすぐ</u> に 貼り付けてください (注)有効期限が切れていないか確認		医師名	接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日

202 年 月 日

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 2 5 日

各都道府県・市町村・特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン接種における予診時の確認について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、多大なるご尽力をいただいているところであり、深く感謝いたします。

効率的かつ効果的な問診の実施に当たっての留意事項や参考情報について、別添の事務連絡によりお示ししているところです。何らかの病気で診療を受けている被接種者の予診時の取り扱い及びその考え方について、更に明確化することで円滑な接種に資するよう、以下の通りお示ししますので、接種に当たって参考にするとともに、管内の医療団体・医療機関への周知をお願いいたします。

記

- 予診票の「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか」の設問に「いいえ」と回答した接種希望者のうち、かかりつけの医師に確認せずに接種を希望した場合についても、予診医が接種可能と判断した場合は接種可能です。
- 被接種者が、病状に応じ、自らかかりつけ医師への受診時に接種の相談をすることは望ましいと考えられるものの、市町村が、被接種者に対し、かかりつけの医師に接種の可否を必ず予め確認するよう一律に求めるものではありません。
- 予診票が正確に記入されているか、看護師や事務職員等が医師の予診に先立って確認し、留意すべき回答の有無を明確にしておくことで、円滑な予診に資すると考えられます。
- 接種希望者が基礎疾患を有していたり、服薬をしている場合であっても、接種の判断や接種後の処置に影響する状況は限られており、予診において、そうした状況に該当するかどうかを判断できれば足りるものであり、接種希望者の有する疾患や服薬内容を全て明らかにすることを要するものではありません。なお、こうした状況に該当するかどうかの判断の参考にさせていただくよう「予診票の確認のポイント」をお示ししているのでご参照ください。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について」(厚生労働省健康局健康課予防接種室・厚生労働省医政局医事課事務連絡令和3年3月31日)

「新型コロナワクチン予診票の確認のポイント Ver2.0 について」(厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡令和3年5月21日)

新型コロナウイルス

予診票の確認のポイント

Ver 2.1

(令和3年5月28日版)

厚生労働省
健康局健康課予防接種室

目次

1	新型コロナワクチンの接種を初めて受けますか。	2
2	現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。	2
3	「新型コロナワクチンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	2
4	接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。	3
5	現在何らかの病気にかかって治療（投薬など）を受けていますか。	3
6	その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	3
7	最近1か月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。	4
8	今日、体に具合が悪いところがありますか。	4
9	けいれん（ひきつけ）を起こしたことがありますか。	4
10	薬や食品などで、重いアレルギー症状（アナフィラキシーなど）を起こしたことがありますか。	5
11	これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。	6
12	現在妊娠している可能性（生理が予定より遅れているなど）はありますか。または、授乳中ですか。	6
13	2週間以内に予防接種を受けましたか。	6
14	今日の予防接種について質問がありますか。	7
	・ 予診票の取り扱いに関するその他の事項	7

※1～4, 13 は事務職員等が確認可能です。その他の項目も、記入の有無などの確認を事務職員等が行うことができます。

5～12, 14 は、最終的に医師が確認した上で接種を判断する必要があります。こうした項目の記載内容を、医師以外の医療従事者が予め確認することで、医師の予診の時間が短縮されと考えられます。

※旧様式の予診票には、6「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。」がありますが、新様式からは削除されました（令和3年5月28日付事務連絡「新型コロナワクチンに係る予診票の様式変更について」）。旧様式を使用した場合の当該設問欄の取り扱いについては、p.3にお示ししています。

「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver2.1（令和3年5月28日版）」では、ファイザー社のワクチンと、武田/モデルナ社のワクチンの接種に際して、確認すべきポイントについて、解説しています。

※「コミナティ」（ファイザー）を「ファイザー社のワクチン」、
「COVID-19 ワクチンモデルナ」（武田薬品）を「武田/モデルナ社のワクチン」と表記しています。

1 新型コロナワクチンの接種を初めて受けますか。

確認のポイント

接種間隔の確認を行います。また、2回目の接種の記載がある方は、接種はできません。

(解説)

ファイザー社のワクチン及び武田/モデルナ社のワクチンは、それぞれ接種間隔が異なります。2回目の接種の場合、持参した予防接種済証にて、1回目に接種したワクチンと同じワクチンであることを確認し、接種間隔の確認を行ってください。

○ファイザー社のワクチンの接種間隔：

標準的には20日の間隔をおいて2回接種します。(1回目から3週間後の同じ曜日に2回目を接種。)

最短では、18日以上の間隔をおいて接種が可能です。(1回目から3週間後の同じ曜日の2日前に2回目を接種。)

1回目接種からの間隔が20日を超えた場合、できる限り速やかに2回目を接種します。

○武田/モデルナ社のワクチン接種間隔：

標準的には27日の間隔をおいて2回接種します。(1回目から4週間後の同じ曜日に2回目を接種。)

最短では、20日以上の間隔をおいて接種が可能です。(1回目から3週間後の同じ曜日に2回目を接種。)

1回目接種からの間隔が27日を超えた場合、できる限り速やかに2回目を接種します。

2 現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。

確認のポイント

現時点で住民票のある市町村が、クーポン券に記載のある市町村(クーポン券の発行時点で住民票のあった市町村)と異なる方は、現時点で住民票のある市町村からクーポン券の発行を受けた上で接種する必要があります。

(解説)

よく確認していただいたうえで、異なっている場合は、接種を受けることができませんので、住民票のある市町村からクーポン券の発行を受けた上で接種するよう案内してください。

住民票のある市町村とクーポン券に記載のある市町村が異なる場合は、費用請求や被害救済に支障が生じる可能性があります。

クーポン券に記載の市町村 ←→ 住民票のある市町村 ←→ 接種場所の所在する市町村
同じである必要があります 異なっても接種できる場合があります(※)

(※)

住民票のある市町村と、接種場所の所在市町村は、異なっても接種できる場合があります。

○「住所地外接種届出済証」の提示が必要な場合

・住民票のある市町村と実際に居住している市町村が異なる方

(単身赴任者、遠隔地へ下宿している学生、その他やむを得ない事情のある方)

・出産のために里帰りしている妊産婦

○「住所地外接種届出済証」の提示がない場合

・入院・入所者 ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合 ・災害による被害にあった者

3 「新型コロナワクチンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。

確認のポイント

予防接種の効果や副反応などを理解しているかを確認するための項目です。

「いいえ」の場合には、医療機関(施設)で、予診前に被接種者に説明書を読んでいただく、または予診医や接種会場のスタッフから説明してください。

(解説)

いったん「いいえ」にチェックがなされた場合でも、被接種者が説明を受け理解した場合には、被接種者が「はい」にチェックすることで、接種を受けることができます。こうした経緯が明らかになるよう、医師記入欄に、被接種者本人のサイン、又は被接種者に了解を得た旨の記載をすることが望ましいと考えられます。

4 接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。
確認のポイント 一般の方への接種が始まる前の段階では、優先接種対象者に該当しているかを確認してください。
(解説) その時点での優先接種対象者に該当しているかを確認する項目ですので、複数の項目に該当する場合でも、全ての該当項目にチェックを求める必要はありません。

5 現在何らかの病気にかかって治療（投薬など）を受けていますか。
確認のポイント 特に以下に該当するかに注意して接種の判断をお願いします。 ○基礎疾患の状態が悪化している場合や全身状態が悪い者等 体調が回復してから接種することが大切です。体調が悪いときの接種は控えます。体調がよくなった頃に、改めて接種時期の相談をしてください。接種後の軽度の副反応が重篤な転帰に繋がることのないよう、特に慎重に予防接種の適否を判断する必要があります。 ○免疫不全のある方、○血が止まりにくい病気のある方や、抗凝固剤を服用されている方 下記に注意すれば接種可能です。（解説参照） ○アレルギー疾患のある方 10を参照ください。
(解説) ・免疫不全のある方については、新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクが高いとされています。米国CDCの見解では、現時点で、有効性と安全性に関する確立されたデータはありませんが、他の接種不適当者の条件に該当しなければ、接種は可能としています。 ・血が止まりにくい病気のある方や、抗凝固薬を服用している方は、筋肉内出血のリスクがあるため、接種後2分以上、強めに接種部位を圧迫してもらう必要がありますが、接種は可能です。（なお、抗血小板薬を服用している方は、筋肉内出血のリスクはないとされていますので、接種可能です。ただし、止血に時間がかかる可能性があることにご留意ください。）

※旧様式の予診票には6番の質問項目がありますが、新様式では削除されています。
 旧様式を使用した場合、当項目が「いいえ」または空欄となっている接種希望者についても、予診医が接種可能と判断した場合は接種可能です。

6 その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。
確認のポイント かかりつけの医師の意見がある場合に、その意見を確認した上で接種の判断を行うための質問です。 なお、かかりつけの医師に確認せずに接種を受けに来た方については、予診医が、5の内容などに注意して問診を行い、接種が可能と判断した場合は、接種可能です。

7 最近 1 か月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。
確認のポイント 罹患した疾病の種類によっては、免疫機能の低下や続発疾患の可能性も考えられますので、治癒後 2 週間を目安として間隔をおきます。 最近の新型コロナウイルス感染症の罹患歴がある場合は、臨床的に回復していれば、接種は可能ですが、詳しくは解説を参照してください。 （解説） 2 週間を目安としていますが、麻疹など特に免疫抑制を認める疾患の場合は、十分な免疫を付けるためには 4 週間程度間隔をおくことが望ましいと考えられます。 最近の新型コロナウイルス感染症の罹患について、米国 CDC からは以下のような見解が示されています。 ・ 隔離を中止するための基準が満たされるまで延期する必要がある。 ・ 新型コロナウイルス再感染のリスクは感染後の最初数か月では低く、免疫力の低下により時間とともに増加する可能性があることが示唆されていることから、最近新型コロナウイルス感染症に罹患した人は、必要に応じてワクチン接種を一時的に遅らせることを選択できる。 ・ 加えて、モノクローナル抗体または回復期血漿での治療を受けた場合は、治療から 90 日以降にワクチンを接種することが勧められる。
8 今日、体に具合が悪いところがありますか。
確認のポイント 予防接種は体調の良い時に接種していただくことが基本です。 被接種者が何らかの軽い不調を訴えている場合も、予診医が接種可能と判断する場合は、接種が可能です。 （解説） 「はい」の場合は、どのように具合が悪いかにより、予診担当医が接種の可否を判断してください。 その場合、予診医が確認の上で判断したことが明確になるよう、「医師記入欄」へ接種が可能であるか否かの記載を行うことが望ましいと考えられます。
9 けいれん（ひきつけ）を起こしたことがありますか。
確認のポイント 小児期の熱性けいれん等の既往のみでは、接種不適当者にはなりません。 現在において、けいれん発作が起こる方も、けいれん発作状況がよく確認されており、病状と体調が安定していれば、主治医（予診医）が適切と判断した場合には接種しても差し支えありません。 （解説） けいれんの原因診断がついている場合には、その疾患の主治医と相談の上、予防接種の実施について検討します。接種後に発熱を認めることがあるため、発熱によってけいれん発作が生じやすいとされているてんかん患者については、発熱が生じた場合の発作予防策と発作時の対策を設定・指導してください。

10 薬や食品などで、重いアレルギー症状（アナフィラキシーなど）を起こしたことがありますか。

確認のポイント

接種するワクチンの成分に対し重度の過敏症の既往のある人は、接種不適当者に該当します。
1 回目の接種でアナフィラキシーを起こした人は、2 回目の接種はできません。

食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎（花粉症含む）、蕁麻疹、アレルギー体質等だけでは、接種不適当者にはならず、接種するワクチンの成分に関係のないものに対するアレルギーを持つ方も接種は可能です。

ただし、即時型のアレルギー反応の既往歴がある人は、通常 15 分間の経過観察のところ通常より長く、接種後 30 分間の経過観察をします。

（解説）

ファイザー社のワクチンと武田/モデルナ社のワクチンに含まれるポリエチレングリコールや、交差反応性が懸念されているポリソルベートを含む医薬品については、[医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページ](#)で検索することができます。また、ポリエチレングリコールは、大腸の検査をする時に用いる腸管洗浄剤、医薬品・医薬品添加物、ヘアケア製品、スキンケア製品、洗剤など、さまざまな用途に使用されています。

ポリエチレングリコールに対して重度の過敏症の既往が明らかな方は、接種不適当者に該当します。

ポリソルベートに対して重いアレルギー反応を起こしたことがある方への接種は、専門医による適切な評価とアナフィラキシーなどの重度の過敏症発症時の十分な対応ができる体制のもとで行うことが望ましいとされています。ポリソルベートは既存のワクチン（11 参照）等の医薬品の他、乳化剤として様々な食品に用いられています。

なお、ポリエチレングリコールやポリソルベートを含む医薬品・製品は非常に多数存在するとともに、こうした医薬品・製品には他の成分も含まれていることから、実際には原因の特定に繋がらないことも多いと考えられます。そのため、様々なアレルギー歴について丁寧に聴取し、原因の特定に至っていない場合も含め、過去に何らかの医薬品や食品などで重いアレルギー症状を起こしたことがある方に対しては、十分注意をして接種の判断を行うとともに、接種後は 30 分間の経過観察を行います。

ファイザー社のワクチンと武田/モデルナ社のワクチンのバイアルストッパーは天然ゴムラテックスで作られていないため、ラテックスアレルギーのある人にもワクチン接種は可能です。また、卵やゼラチンも含まれていないため、これらの物質にアレルギーのある人もワクチン接種は可能です。

これまでの予防接種で具合が悪くなった方については、11 もご参照ください。

11 これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。

確認のポイント

以前に予防接種による副反応の既往があれば、その使用ワクチンの成分（添加物を含む。）と実施しようとするワクチンの成分について共通性の確認も必要です。

1回目の接種でアナフィラキシーを起こした方は、2回目の接種はできません。アナフィラキシー以外の即時型のアレルギー反応がみられた方についても、接種の是非を慎重に判断します。また、過去に迷走神経反射を起こしたことがある方は、接種後30分間の経過観察を行います。ベッドに臥床して接種することも迷走神経反射の予防法の1つです。

（解説）

ポリエチレングリコールを含むワクチンは、ファイザー社のワクチンと武田/モデルナ社のワクチンです。

ポリエチレングリコールと交差反応性をもつと言われているポリソルベートを含むワクチンは、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー13）、インフルエンザHAワクチン「第一三共」、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（ガーダシル）、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（エンセバック）、5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）、不活化ポリオワクチン（イモバックス）等です。即時型のアレルギー反応の既往歴が判明した場合は、接種要注意者に該当する可能性があります。

新型コロナワクチンの1回目接種後に遅発性の局所反応（例えば、紅斑、硬結、そう痒症）があっただけであれば、2回目接種は可能です。1回目接種後に遅発性の局所反応を経験した人が、2回目の接種後に同様の反応を起こすかどうかは不明です。新型コロナワクチンの1回目接種で、アナフィラキシー以外の即時型のアレルギー反応を起こした方については、10を参照し、接種を見合わせるか、重度の過敏症発症時の十分な対応ができる体制のもとで接種を行うかを、慎重に判断する必要があります。

12 現在妊娠している可能性（生理が予定より遅れているなど）はありますか。または、授乳中ですか。

確認のポイント

妊娠中、授乳中の方も接種は可能ですが、接種のメリットとデメリットをよく検討して接種を判断していただくこととしています。

（解説）

海外の使用経験などから現時点で特段の懸念が認められているわけではありませんが、安全性に関するデータが限られていることから、主治医に相談いただくなどして、接種のメリットとデメリットをよく検討して接種を判断していただくこととしています。なお、日本産婦人科感染症学会・日本産科婦人科学会の提言については、下記をご参照ください。

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20210512_COVID19.pdf

13 2週間以内に予防接種を受けましたか。

確認のポイント

新型コロナワクチンと、他のワクチンとの接種は、13日以上の間隔をおくこととしています。

「はい」の場合には、特段の事情がある場合を除き、接種日を改めてもらいます。また、接種後は2週間、他のワクチンの接種はできませんので、説明が必要です。

14 今日の予防接種について質問がありますか。

確認のポイント

「はい」の場合は、質問を確認して回答するなど、丁寧に被接種者の理解をいただくようお願いします。

（解説）

医師の予診に至る前に予診票を確認した担当者が対応できる内容であれば、当該担当者等が対応できます。医師が対応する必要がある内容であれば、医師が回答します。

～予診票の取り扱いに関するその他の事項～

●接種不適当者の「明らかな発熱を呈している者」について

明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

●「医師署名又は記名押印」欄について

署名は接種を判断した医師の直筆で行いますが、ゴム印等で記名した場合は医師の押印を行います。

●最下部の医師記入欄（ワクチン名、ロット番号、接種量、実施場所、医師名、接種年月日）

医師の指示のもと、医師以外の方が記入することができます。

実施場所は、医療機関が行う場合は医療機関名を記載し、集団接種会場で実施する場合は、できるだけ実施の主体や場所が特定できるよう記載します。（例：〇〇市保健センター、〇〇公民館）

厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」（研究代表者 廣田良夫）の
研究分担者・研究協力者の方々（岡田賢司、中野貴司、岩田敏、多屋馨子）に
ご協力をいただいています。（敬称略）

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について

今般、標記について、厚生労働省より別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに改めて周知がなされましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

予防接種を行う医療機関は、関係法令に基づき診療録を作成する必要があるが、予診票の写しを診療録として差し支えない。

参考：医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）（抄）

第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けたものの住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 28 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
医 政 局 医 事 課

新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について

標記について、改めて周知いたしますので、管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

予防接種を行う医療機関は、関係法令に基づき診療録を作成する必要があるが、予診票の写しを診療録として差し支えない。

参考：医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）（抄）

第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

(健Ⅱ124F)
令和3年6月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
の一部改正について

今般、厚生労働省より、令和3年2月19日付（健Ⅱ505F）をもって貴会宛てにお送りした「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の改正について、厚生労働大臣より各都道府県知事を通じて各市区町村長に通知した旨、本会宛て周知協力方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

本改正により、予防接種法上における「コミナティ筋注」の対象者の年齢について、16歳以上から12歳以上とされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年5月31日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和3年6月1日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0531第4号
令和3年5月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和3年6月1日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、現在は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する16歳以上の者としているところ、市町村の区域内に居住する12歳以上の者とするものとするについて妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和3年6月1日から適用する。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和３年２月１６日厚生労働省発健０２１６第１号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日 一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月２１日 <u>一部改正 厚生労働省発健０５３１第３号</u> <u>令和３年５月３１日</u> 市 町 村 長 各 特 別 区 長 殿 厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和２３年法律第６８号）附則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 １ 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する <u>１２歳</u>以上の者 ２ 期間 令和３年２月１７日から令和４年２月２８日まで	厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日 一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月２１日 市 町 村 長 各 特 別 区 長 殿 厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和２３年法律第６８号）附則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 １ 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する <u>１６歳</u>以上の者 ２ 期間 令和３年２月１７日から令和４年２月２８日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

ただし、（2）については、上記1のうち 12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

ただし、（2）については、上記1のうち 16歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する12歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限り。)
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限り。)

ただし、(2)については、上記1のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

以上

貯 法：-90～-60℃
有効期間：6ヵ月

ウイルスワクチン類
生物学的製剤基準
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

劇薬、処方箋医薬品^注

コミナティ筋注

COMIRNATY intramuscular injection

承認番号	30300AMX00231
販売開始	2021年2月

本剤は、本邦で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中である。
本剤の使用にあたっては、あらかじめ被接種者又は代諾者に、本剤に関する最新の有効性及び安全性について文書で説明した上で、予診票等で文書による同意を得た上で接種すること。また、有害事象が認められた際には、必要に応じて予防接種法に基づく副反応疑い報告制度等に基づき報告すること。なお、本剤の製造販売後に収集された情報については、最新の情報を随時参照すること。

注）注意－医師等の処方箋により使用すること

2. 接種不適当者（予防接種を受けることが適当でない者）

- 2.1 明らかな発熱を呈している者
- 2.2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- 2.3 本剤の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者〔8.4、9.1.6、11.1参照〕
- 2.4 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3. 製法の概要及び組成・性状

3.1 製法の概要

SARS-CoV-2ウイルスのスパイクタンパク質のアミノ酸配列をコードするDNAを鋳型として転写したRNAを精製し、脂質成分と混合する。

3.2 組成

販売名	コミナティ筋注
有効成分	トジナメラン
容量	0.45mL
含量	0.225mg
添加剤	〔(4-ヒドロキシブチル) アザンジル〕ビス（ヘキササン-6,1-ジイル）ビス（2-ヘキシルデカン酸エステル） 3.23mg 2-〔(ポリエチレングリコール)-2000〕-N,N-ジテトラデシルアセトアミド 0.4mg 1,2-ジステアロイル-sn-グリセロ-3-ホスホコリン 0.7mg コレステロール 1.4mg 精製白糖 46mg 塩化ナトリウム 2.7mg 塩化カリウム 0.07mg リン酸水素ナトリウム二水和物 0.49mg リン酸二水素カリウム 0.07mg

※3.3 製剤の性状

販売名	コミナティ筋注
pH	6.9～7.9
浸透圧比	約1.8（生理食塩液に対する比）
性状	本品は白濁した液である。

4. 効能又は効果

SARS-CoV-2による感染症の予防

5. 効能又は効果に関連する注意

5.1 本剤の予防効果の持続期間は確立していない。

6. 用法及び用量

日局生理食塩液1.8mLにて希釈し、1回0.3mLを合計2回、通常、3週間の間隔で筋肉内に接種する。

7. 用法及び用量に関連する注意

※7.1 接種対象者

本剤の接種は12歳以上の者に行う。

7.2 接種間隔

1回目の接種から3週間を超えた場合には、できる限り速やかに2回目の接種を実施すること。

※7.3 接種回数

本剤は2回接種により効果が確認されていることから、同一の効能・効果をもつ他のワクチンと混同することなく2回接種するよう注意すること。

8. 重要な基本的注意

- ※8.1 本剤は「予防接種実施規則」及び「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」に準拠して使用すること。
- ※8.2 被接種者について、接種前に必ず問診、検温及び診察によって健康状態を調べる。〔9.1参照〕
- 8.3 被接種者又はその保護者に、接種当日は過激な運動は避け、接種部位を清潔に保ち、また、接種後の健康監視に留意し、局所の異常反応や体調の変化、さらに高熱、痙攣等の異常な症状を呈した場合には速やかに医師の診察を受けるよう事前に知らせること。
- 8.4 ショック、アナフィラキシーがあらわれることがあるため、接種前に過敏症の既往歴等に関する問診を十分に行い、接種後一定時間、被接種者の状態を観察することが望ましい。〔2.3、9.1.6、11.1参照〕
- 8.5 ワクチン接種直後又は接種後に注射による心因性反応を含む血管迷走神経反射として失神があらわれることがある。失神による転倒を避けるため、接種後一定時間は座らせるなどした上で被接種者の状態を観察することが望ましい。
- 8.6 本剤と他のSARS-CoV-2に対するワクチンの互換性に関するデータはない。

9. 特定の背景を有する者に関する注意

9.1 接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する者）

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、健康状態及び体質を勘案し、診察及び接種適否の判断を慎重に行い、予防接種の必要性、副反応、有用性について十分な説明を行い、同意を確実に得た上で、注意して接種すること。〔8.2参照〕

- 9.1.1 抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者
本剤接種後に出血又は挫傷があらわれることがある。
- 9.1.2 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
本剤に対する免疫応答が低下する可能性がある。
- 9.1.3 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- 9.1.4 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- 9.1.5 過去に痙攣の既往のある者
- 9.1.6 本剤の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
〔2.3、8.4、11.1参照〕
- 9.2 腎機能障害を有する者
接種要注意者である。
- 9.3 肝機能障害を有する者
接種要注意者である。

- 9.5 妊婦
妊婦又は妊娠している可能性のある女性には予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。
- 9.6 授乳婦
予防接種上の有益性及び母乳栄養の有益性を考慮し、授乳の継続又は中止を検討すること。ヒト母乳中への移行は不明である。

＊ ＊ 9.7 小児等

12歳未満を対象とした臨床試験は実施していない。

9.8 高齢者

接種にあたっては、問診等を慎重に行い、被接種者の健康状態を十分に観察すること。一般に、生理機能が低下している。

11. 副反応

次の副反応があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。

11.1 重大な副反応

ショック、アナフィラキシー（頻度不明）

本剤の初回接種時にショック、アナフィラキシーが認められた被接種者に対しては、本剤2回目の接種を行わないこと。[2.3,8.4,9.1.6参照]

＊ ＊ 11.2 その他の副反応

	5%以上	1%～5%未満	1%未満	頻度不明
局 所 症 状 (注射部位)	疼痛 (85.6%) ^{a)} 、 腫脹 (10.3%) ^{a)} 、 発赤・紅斑 ^{a)}		そう痒感、熱感、内 出血、浮腫	
精神神経系	頭痛 (59.4%) ^{a)}		浮動性めまい、嗜眠、 不眠症、顔面麻痺	
消化器	下痢 (14.8%) ^{a)}	嘔吐 ^{a)}	悪心、食欲減退	
呼吸器			口腔咽頭痛、鼻閉	
筋・骨格系	筋肉痛(38.8%) ^{a)} 、 関節痛 (23.0%) ^{a)}		四肢痛、背部痛	
皮膚			多汗症、発疹、寝汗	
血液			リンパ節症	
＊ ＊ 免疫系				過敏症（発疹、そ う痒症、紅斑、蕁 麻疹、血管浮腫等）
その他	疲労 (66.0%) ^{a)} 、 悪寒 (36.0%) ^{a)} 、 発熱 (16.8%) ^{a)}	疼痛	倦怠感、無力症、イ ンフルエンザ様症 状	

a) 臨床試験において電子日誌により収集した副反応の発現割合

14. 適用上の注意

＊ ＊ 14.1 薬剤調製時の注意

＊ ＊ 14.1.1 保存方法

(1) 冷凍保存

本剤は-90～-60℃ から-25～-15℃ に移し、-25～-15℃ で最長14日間保存することができる。なお1回に限り、再度-90～-60℃ に戻し保存することができる。いずれの場合も有効期限内に使用すること。

(2) 冷蔵保存

本剤を冷蔵庫（2～8℃）で解凍する場合は、2～8℃ で1ヵ月間保存することができる。なお、解凍後は再冷凍せず、有効期限内に使用すること。

＊ ＊ 14.1.2 解凍方法

- (1) 室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行うこと。
- (2) 解凍の際は、室内照明による曝露を最小限に抑えること。直射日光及び紫外線が当たらないようにすること。
- (3) 解凍後は再冷凍しないこと。

14.1.3 希釈方法

- (1) 希釈前に室温に戻しておくこと。
- (2) 本剤は保存料を含まないため、操作にあたっては雑菌が迷入しないよう注意すること。
- (3) 本剤のバイアルに日局生理食塩液1.8mLを加え、白色の均一な液になるまでゆっくりと転倒混和すること。振り混ぜないこと。
- (4) 希釈前の液は白色の微粒子を含むことがあるが、希釈すると溶解する。希釈後に微粒子が認められる場合には、使用しないこと。
- (5) 希釈後の液は6回接種分（1回0.3mL）を有する。デッドボリウムの少ない注射針又は注射筒を使用した場合、6回分を採取することができる。標準的な注射針及び注射筒等を使用した場合、6回目

の接種分を採取できないことがある。1回0.3mLを採取できない場合、残量は廃棄すること。

- (6) 希釈後の液は2～30℃ で保存し、希釈後6時間以内に使用すること。希釈後6時間以内に使用しなかった液は廃棄すること。

- (7) 希釈後保存の際には、室内照明による曝露を最小限に抑えること。直射日光及び紫外線が当たらないようにすること。

14.2 薬剤接種時の注意

- 14.2.1 室温に戻した希釈後のバイアルから接種量0.3mLを取り、微粒子や変色がないことを目視で確認すること。異常が認められる場合は使用しないこと。

- 14.2.2 通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

- 14.2.3 組織・神経等への影響を避けるため下記の点に注意すること。

- (1) 神経走行部位を避けること。
- (2) 注射針を刺入したとき、激痛の訴えや血液の逆流がみられた場合は直ちに針を抜き、部位をかえて注射すること。

17. 臨床成績

17.1 有効性及び安全性に関する試験

＊ ＊ 17.1.1 海外第Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ相試験（C4591001試験）第Ⅱ／Ⅲ相パート

12歳以上の健康な参加者を対象に、本剤30μgを19～23日間隔で2回接種したときの有効性及び安全性を検討することを目的として、プラセボ対照無作為化多施設共同試験を実施した。

(1) 16歳以上の参加者

36523例（本剤接種群：18198例、プラセボ接種群：18325例）を対象に、1つ目の主要有効性評価項目である「SARS-CoV-2感染歴がない参加者での2回目接種後7日以降のSARS-CoV-2による感染症に対する本剤の有効性〔ワクチン有効性1（VE1）〕」を評価した。40137例（本剤接種群：19965例、プラセボ接種群：20172例）を対象に、2つ目の主要有効性評価項目である「SARS-CoV-2感染歴の有無を問わない参加者での2回目接種後7日以降のSARS-CoV-2による感染症に対する本剤の有効性（VE2）」を評価した。解析結果は表1のとおりであった¹⁾。

表1 SARS-CoV-2による感染症に対する有効性

		解析対象例数	SARS-CoV-2 による感染症 確定例数	ワクチン有効性 [95%信用区間]（%）
VE1 ^{a)}	本剤接種群	18198	8	95.0 [90.3, 97.6]
	プラセボ接種群	18325	162	
VE2 ^{a)}	本剤接種群	19965	9	94.6 [89.9, 97.3]
	プラセボ接種群	20172	169	

a) VE1及びVE2の2回目接種後の追跡期間（中央値）はそれぞれ57日と55日であった。また、VE1及びVE2の解析には接種間隔19～42日間の参加者が含まれ、その内訳はVE1とVE2でそれぞれ19～23日間の参加者は96.5%（35248例）と96.3%（38665例）、24～42日間の参加者は3.5%（1275例）と3.7%（1472例）であった²⁾

16歳以上の43448例（本剤接種群：21720例、プラセボ接種群：21728例）を対象に本剤接種後の安全性を評価した。一部の参加者（解析対象例数：1回目接種後8183例、2回目接種後7507例）で治験薬接種後7日間、電子日誌により副反応の発現状況を評価した。主な副反応の発現状況（事象全体及びGrade 3以上）は表2のとおりであった¹⁾。注射部位疼痛は接種当日（中央値）に発現し、持続期間は2日（中央値）であった。その他の全身性の事象は接種翌日（中央値）に発現し、持続期間は1日（中央値）であった²⁾。

表2 主な副反応の発現状況

		発現例数（発現割合 [%]）					
		本剤接種群			プラセボ接種群		
	接種回数	評価例数 ^{a)}	事象全体	Grade 3以上 ^{b)}	評価例数 ^{a)}	事象全体	Grade 3以上 ^{b)}
注射部位疼痛	1	4093	3186 (77.8)	28 (0.7)	4090	488 (11.9)	2 (0.0)
	2	3758	2730 (72.6)	33 (0.9)	3749	372 (9.9)	0 (－)
疲労	1	4093	1700 (41.5)	35 (0.9)	4090	1172 (28.7)	14 (0.3)
	2	3758	2086 (55.5)	143 (3.8)	3749	756 (20.2)	16 (0.4)
頭痛	1	4093	1413 (34.5)	25 (0.6)	4090	1100 (26.9)	22 (0.5)
	2	3758	1732 (46.1)	76 (2.0)	3749	735 (19.6)	19 (0.5)
筋肉痛	1	4093	738 (18.0)	14 (0.3)	4090	398 (9.7)	5 (0.1)
	2	3758	1260 (33.5)	63 (1.7)	3749	260 (6.9)	4 (0.1)
悪寒	1	4093	434 (10.6)	9 (0.2)	4090	203 (5.0)	3 (0.1)
	2	3758	1114 (29.6)	62 (1.6)	3749	125 (3.3)	0 (－)
関節痛	1	4093	406 (9.9)	7 (0.2)	4090	247 (6.0)	1 (0.0)
	2	3758	772 (20.5)	27 (0.7)	3749	170 (4.5)	5 (0.1)

		発現例数（発現割合 [%]）					
		本剤接種群			プラセボ接種群		
	接種回数	評価例数 ^{a)}	事象全体	Grade 3以上 ^{b)}	評価例数 ^{a)}	事象全体	Grade 3以上 ^{b)}
発熱 ^{c)}	1	4093	111 (2.7)	8 (0.2)	4090	27 (0.7)	7 (0.2)
	2	3758	512 (13.6)	32 (0.9)	3749	14 (0.4)	3 (0.1)

a) 電子日誌により評価した例数

b) 重症度が「高度（日常活動を妨げる）」以上として報告された事象

c) 38.0℃以上。38.9℃を超えた場合に、重症度が高度（Grade 3）以上とした

(2) 12～15歳の参加者

12～15歳の参加者における有効性を追加で評価した。1983例（本剤接種群：1005例、プラセボ接種群：978例）を対象に「SARS-CoV-2感染歴がない参加者での2回目接種後7日以降のSARS-CoV-2による感染症に対する本剤の有効性〔ワクチン有効性1（VE1）〕」を、2229例（本剤接種群：1119例、プラセボ接種群：1110例）を対象に「SARS-CoV-2感染歴の有無を問わない参加者での2回目接種後7日以降のSARS-CoV-2による感染症に対する本剤の有効性（VE2）」を評価した。解析結果は表3のとおりであった。

表3 SARS-CoV-2による感染症に対する有効性

		解析対象例数	SARS-CoV-2による感染症確定例数	ワクチン有効性 [95%信頼区間] (%)
VE1 ^{a)}	本剤接種群	1005	0	100.0 [75.3, 100.0]
	プラセボ接種群	978	16	
VE2 ^{b)}	本剤接種群	1119	0	100.0 [78.1, 100.0]
	プラセボ接種群	1110	18	

a) VE1及びVE2の2回目接種後の追跡期間（中央値）はいずれも62日であった。また、VE1及びVE2の解析には接種間隔20～39日間の参加者が含まれ、その内訳はVE1とVE2でそれぞれ20～23日間の参加者は88.4%（1753例）と87.7%（1955例）、24～39日間の参加者は11.6%（230例）と12.3%（274例）であった

2つの年齢群から無作為に抽出したSARS-CoV-2感染歴がない360例（12～15歳群：190例、16～25歳群：170例）を対象に、副次免疫原性評価項目として本剤2回目接種後1ヵ月のSARS-CoV-2血清中和抗体価を評価した結果、表4のとおり12～15歳群の16～25歳群に対する非劣性が示された。

表4 12～15歳群の16～25歳群に対するSARS-CoV-2血清中和抗体価（50%中和抗体価）の幾何平均比

12～15歳群		16～25歳群		GMR [両側95%CI] ^{b)}
測定例数	GMT [両側95%CI] ^{a)} (2回目接種後1ヵ月)	測定例数	GMT [両側95%CI] ^{a)} (2回目接種後1ヵ月)	
190	1239.5 [1095.5, 1402.5]	170	705.1 [621.4, 800.2]	1.76 [1.47, 2.10]

CI：信頼区間、GMR：幾何平均比、GMT：幾何平均抗体価

a) 抗体価が定量下限（LLOQ）未満の場合、解析には0.5×LLOQの値が用いられた

b) 非劣性マージン：GMR（12～15歳／16～25歳）の両側95%CI下限>0.67

12～15歳の2260例（本剤接種群：1131例、プラセボ接種群：1129例）を対象に本剤接種後の安全性を評価した。治験薬接種後7日間、電子日誌により副反応の発現状況の評価した。主な副反応の発現状況（事象全体及びGrade 3以上）は表5のとおりであった。注射部位疼痛は接種当日（中央値）に発現し、持続期間は2日（中央値）であった。その他の全身性の事象は2～3日（中央値）に発現し、持続期間は1～2日（中央値）であった²⁾。

表5 主な副反応の発現状況

		発現例数（発現割合 [%]）					
		本剤接種群			プラセボ接種群		
	接種回数	評価例数 ^{a)}	事象全体	Grade 3以上 ^{b)}	評価例数 ^{a)}	事象全体	Grade 3以上 ^{b)}
注射部位疼痛	1	1127	971 (86.2)	11 (1.0)	1127	263 (23.3)	0 (0.0)
	2	1097	866 (78.9)	7 (0.6)	1078	193 (17.9)	0 (0.0)
疲労	1	1127	677 (60.1)	15 (1.3)	1127	457 (40.6)	8 (0.7)
	2	1097	726 (66.2)	26 (2.4)	1078	264 (24.5)	4 (0.4)
頭痛	1	1127	623 (55.3)	11 (1.0)	1127	396 (35.1)	9 (0.8)
	2	1097	708 (64.5)	22 (2.0)	1078	263 (24.4)	1 (0.1)
筋肉痛	1	1127	272 (24.1)	2 (0.2)	1127	148 (13.1)	0 (0.0)
	2	1097	355 (32.4)	6 (0.5)	1078	90 (8.3)	2 (0.2)
悪寒	1	1127	311 (27.6)	5 (0.4)	1127	109 (9.7)	2 (0.2)
	2	1097	455 (41.5)	20 (1.8)	1078	73 (6.8)	0 (0.0)
関節痛	1	1127	109 (9.7)	1 (0.1)	1127	77 (6.8)	0 (0.0)
	2	1097	173 (15.8)	4 (0.4)	1078	51 (4.7)	0 (0.0)
発熱 ^{c)}	1	1127	114 (10.1)	11 (1.0)	1127	12 (1.1)	2 (0.2)
	2	1097	215 (19.6)	25 (2.3)	1078	7 (0.6)	1 (0.1)

a) 電子日誌により評価した例数

b) 重症度が「高度（日常活動を妨げる）」以上として報告された事象

c) 38.0℃以上。38.9℃を超えた場合に、重症度が高度（Grade 3）以上とした

17.1.2 国内第Ⅰ／Ⅱ相試験（C4591005試験）

20歳以上85歳以下の日本人健康成人を対象に、本剤30μgを19～23日間隔で2回接種したときの安全性、忍容性及び免疫原性を検討することを目的として、プラセボ対照試験を実施した。

156例（本剤接種群：116例、プラセボ接種群：40例）を対象に免疫原性を評価し、2回目接種後1ヵ月のSARS-CoV-2血清中和抗体価は表6のとおりであった。

表6 2回目接種後1ヵ月のSARS-CoV-2血清中和抗体価（50%中和抗体価）

		測定例数	GMT [両側95%CI] ^{a)} (2回目接種後1ヵ月)	GMFR [両側95%CI] ^{a)} (2回目接種後1ヵ月／1回目接種前)
本剤接種群	全年齢	116	524.5 [459.7, 598.4]	51.5 [45.2, 58.7]
	20～64歳	94	570.7 [497.6, 654.5]	55.8 [48.7, 63.9]
	65～85歳	22	365.6 [254.6, 525.0]	36.6 [25.5, 52.5]
プラセボ接種群	全年齢	40	10.6 [9.8, 11.4]	1.1 [1.0, 1.1]

CI：信頼区間、GMFR：幾何平均上昇倍率、GMT：幾何平均抗体価

a) 抗体価が定量下限（LLOQ）未満の場合、解析には0.5×LLOQの値が用いられた

160例（本剤接種群：119例、プラセボ接種群：41例）を対象に本剤接種後の安全性を評価した。治験薬接種後7日間は電子日誌により副反応が収集され、主な副反応の発現状況（事象全体及びGrade 3以上）は表7のとおりであった。注射部位疼痛は接種当日から翌日（中央値）の間に発現し、持続期間は2日（中央値）であった。その他の全身性の事象は接種翌日（中央値）に発現し、持続期間は1日（中央値）であった³⁾。

表7 主な副反応の発現状況

		発現例数（発現割合 [%]）			
		本剤接種群		プラセボ接種群	
	接種回数	事象全体	Grade 3以上 ^{a)}	事象全体	Grade 3以上 ^{a)}
注射部位疼痛	1	103 (86.6)	2 (1.7)	1 (2.4)	0 (－)
	2	92 (79.3)	2 (1.7)	0 (－)	0 (－)
疲労	1	48 (40.3)	1 (0.8)	4 (9.8)	0 (－)
	2	70 (60.3)	4 (3.4)	1 (2.4)	0 (－)
頭痛	1	39 (32.8)	1 (0.8)	6 (14.6)	0 (－)
	2	51 (44.0)	2 (1.7)	5 (12.2)	0 (－)
筋肉痛	1	17 (14.3)	0 (－)	1 (2.4)	0 (－)
	2	19 (16.4)	0 (－)	0 (－)	0 (－)
悪寒	1	30 (25.2)	1 (0.8)	2 (4.9)	0 (－)
	2	53 (45.7)	2 (1.7)	1 (2.4)	0 (－)
関節痛	1	17 (14.3)	1 (0.8)	2 (4.9)	0 (－)
	2	29 (25.0)	1 (0.9)	0 (－)	0 (－)
発熱 ^{b)}	1	17 (14.3)	0 (－)	0 (－)	0 (－)
	2	38 (32.8)	1 (0.9)	0 (－)	0 (－)

a) 重症度が「高度（日常活動を妨げる）」以上として報告された事象

b) 37.5℃以上。38.9℃を超えた場合に、重症度が高度（Grade 3）以上とした

18. 薬効薬理

18.1 作用機序

本剤に含有される修飾ウリジンメッセンジャーRNA（mRNA）は脂質ナノ粒子に封入されており、それにより非複製性であるmRNAが宿主細胞に取り込まれ、mRNAにコードされるSARS-CoV-2のスパイクタンパク質が一過性に発現する。本剤接種によりスパイクタンパク質に対する中和抗体産生及び細胞性免疫応答が誘導されることで、SARS-CoV-2による感染症の予防に寄与すると考えられている。

21. 承認条件

21.1 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。

21.2 本剤は、医薬品医療機器等法第14条の3第1項の規定に基づき承認された特例承認品目であり、承認時において長期安定性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集し、報告すること。

21.3 現時点での知見が限られていることから、製造販売後、副作用情報等の本剤の安全性に関するデータを、あらかじめ定めた計画に基づき早期に収集するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。その際、国が実施する健康調査等により得られた情報についても適切に反映すること。

21.4 現在国内外で実施中又は計画中の臨床試験の成績が得られた際には、速やかに当該成績を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出するとともに、本剤の有効性及び安全性に係る最新の情報を、医療従事者及び被接種者が容易に入手可能となるよう必要な措置を講じること。また、国が行う本剤の有効性及び安全性に係る情報の発信について、適切に協力すること。

21.5 本剤の接種に際し、本剤の有効性及び安全性については今後も情報が集積されることを踏まえ、あらかじめ被接種者又は代諾者に最新の有効性及び

安全性に関する情報が文書をもって説明され、予診票等で文書による同意を得てから接種されるよう、医師に対して適切に説明すること。

- 21.6 医薬品医療機器等法施行規則第41条に基づく資料の提出の猶予期間は、承認取得から起算して6ヵ月とする。上記21.2、21.3又は21.4に基づいて提出された資料等により、承認事項を変更する必要が認められた場合には、医薬品医療機器等法第74条の2第3項に基づき承認事項の変更を命ずることがあること。

22. 包装

195バイアル

23. 主要文献

- 1) 社内資料：海外第Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ相試験（C4591001試験）（2021年2月14日承認 CTD2.5.1.2、2.5.4.3、2.5.5.5、2.5.5.7、2.7.6.3）
- 2) 社内資料：海外第Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ相試験（C4591001試験）補助資料
- 3) 社内資料：国内第Ⅰ／Ⅱ相試験（C4591005試験）補助資料

24. 文献請求先及び問い合わせ先

ファイザー株式会社

〒151-8589 東京都渋谷区代々木3-22-7

新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル 0120-146-744

FAX 03-3379-3053

25. 保険給付上の注意

本剤は保険給付の対象とならない（薬価基準未収載）。

26. 製造販売業者等

26.1 製造販売元

ファイザー株式会社

東京都渋谷区代々木3-22-7



26.2 技術提携

BIONTECH

福岡県医発第530号（地）
令和3年5月18日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて

今般、標記の件につきまして厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する被扶養者の方に一時的な収入の増加が生じることが考えられることから、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると、130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断すること、及び被扶養者認定を受けている方の過去の一年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないことをお知らせするものです。

また、パート等で勤務される方の税金と社会保険料について、現状を整理した参考資料も、併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

(別添資料)

- ・健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて（令和3年4月26日付事務連絡 厚生労働省保険局保険課）
- ・〔参考資料〕パート等で勤務される方の税金と社会保険料について（日本医師会）

(税経 12) (保 30) (健Ⅱ 61)

令和 3 年 4 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本 吉郎

常任理事 宮川 政昭

(公印省略)

健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて

今般、厚生労働省保険局保険課より事務連絡「健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて」が発出されましたので、お知らせいたします。

この事務連絡は、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する被扶養者の方に一時的な収入の増加が生じることが考えられることから、一時的に収入が増加し、直近 3 ヶ月の収入を年収に換算すると、130 万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断すること、及び被扶養者認定を受けている方の過去の一年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その 1 年間のみ上昇し、結果的に 130 万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないことが示されています。

また、パート等で勤務される方の税金と社会保険料について、現状を整理いたしましたので、併せて参考資料をご覧いただければ幸いです。

(別添資料)

- ・健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて（令和 3 年 4 月 26 日付事務連絡 厚生労働省保険局保険課）
- ・〔参考資料〕パート等で勤務される方の税金と社会保険料について（日本医師会）

事 務 連 絡
令和3年4月26日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に
従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り
厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省では新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従
事する被扶養者の方に一時的な収入の増加が生じることが考えられることから、
「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和3年2月12
日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。別添参照。）を医療保険者宛てに発
出しています。（健康保険組合にも同様に別添内容を周知済み。）

この事務連絡の中では、「被扶養者の収入の確認における留意点について」
（令和2年4月10日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）を再周知していま
すが、被扶養者の要件の確認に当たって、以下のような取扱いを示しています。

- 例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、
一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以
上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去
の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入
の見込みを判断すること
- 被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な
勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、
結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認
定を遡って取り消さないこと

貴会におかれましては、内容を御了知いただくとともに、貴会会員に対し適
切な周知が行われるよう、御協力のほどお願いします。

事 務 連 絡
令和3年2月12日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）

健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」という。）の収入の確認については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点について」（平成30年8月29日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）等により、御対応いただいているところです。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年4月10日付け事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。別添参照。）を発出し、被扶養者の収入の確認における留意点を示したところです。

新型コロナウイルス感染症については、今後、新型コロナウイルスワクチンの接種が進められることとなりますが、この際、接種業務に従事する被扶養者の方について、一時的な収入の増加が生じることが考えられます。

貴協会におかれては、引き続き、令和2年4月10日付け事務連絡で示した留意点について、十分に御留意の上、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年4月10日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

被扶養者の収入の確認における留意点について

健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」という。）の収入の確認については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点について」（平成30年8月29日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）等により、御対応いただいているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、被扶養者の収入の確認における留意点について、下記のとおり、改めて周知しますので、運用に当たって、十分に御留意の上、引き続き、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 被扶養者として認定した者については、認定後、少なくとも年1回は保険者において被扶養者に係る確認を行い、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認することが望ましいこと。
- 2 確認に当たり、被扶養者の収入については、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとする。この際には、勤務先から発行された給与明細書、市区町村から発行された課税証明書等の公的証明書等を用いること。
- 3 今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。
- 4 確認に当たり、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、

結果的に 130 万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

参考資料

パート等で勤務される方の税金と社会保険料について

令和 3 年 4 月

公益社団法人 日本医師会

現状、パート等で勤務される方が年間収入を一定額以下に抑えて勤務される誘因として、下記事項が考えられます（いわゆる 103 万円、106 万円、130 万円、150 万円の壁）。

- ・パート等で勤務される本人の社会保険加入
- ・世帯主の所得税（配偶者控除・配偶者特別控除）
- ・世帯主の勤務先企業による家族手当等（個別の企業による）

このうち、パート等で勤務される本人の社会保険加入については、本通知でご案内した厚生労働省保険局保険課による事務連絡（「健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて」（令和 3 年 4 月 26 日付事務連絡）の通りです。

世帯主の所得税に関しては、別添資料の通り、配偶者の給与年収が 150 万円までは世帯主の所得控除額は変わりません。また、配偶者の給与年収が 150 万円を超えると世帯主の所得控除額は徐々に減少する仕組みとなっております。

詳細につきましては、税務署、被保険者の方がお勤めの会社や、加入している健康保険組合、協会けんぽ等にご確認ください。

（別添参考資料）

- ・パート等で勤務される方の税金と社会保険料（概要）
- ・社会保険の被扶養者認定（厚生労働省ホームページ、新型コロナウイルスに関する Q&A（労働者向け）抜粋）
- ・所得税の配偶者控除及び配偶者特別控除

パート等で勤務される方の税金と社会保険料（概要）

年間収入	税金、社会保険料
100万円超	住民税が発生 （100万円を超える部分に課税）
103万円超	所得税が発生 （103万円を超える部分に課税）
106万円以上	社会保険料が発生 （パート勤務先が従業員数501人以上の事業所の場合） ※2022年10月から従業員数101人以上の事業所 ※2024年10月から従業員数 51人以上の事業所
130万円以上	社会保険料が発生 （パート勤務先が従業員数500人以下の事業所の場合） ※2022年10月から従業員数100人以下の事業所 ※2024年10月から従業員数 50人以下の事業所
150万円超	世帯主の所得税の配偶者特別控除が徐々に縮小 （世帯主の所得税が徐々に増加） ※世帯主の所得にも要件あり
201.6万円以上	世帯主の所得税の配偶者特別控除がゼロに

詳細な要件等は省略しています。詳細は、税務署、ご加入の保険者（協会けんぽや健康保険組合等）にお問い合わせください。

社会保険の被扶養者認定

厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）

Q

健康保険の扶養に入っていますが、新型コロナウイルス感染症の対応のため、一時的に収入が増加しており、年収が**130万円**を超えてしまいそうです。
この場合、社会保険の被扶養者からはずれてしまうのでしょうか。

A

健康保険の被扶養者認定については、年間収入が**130万円**未満であることが要件の一つとされています。この年間収入については、今後1年間の収入を見込んで各保険者が判断することとしており、その認定に当たっては、過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどを用いることとしています。

このため、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると**130万円**以上となる場合であっても、今後1年間の収入が**130万円**未満となると見込まれる場合には、引き続き、被扶養者として認定されます。

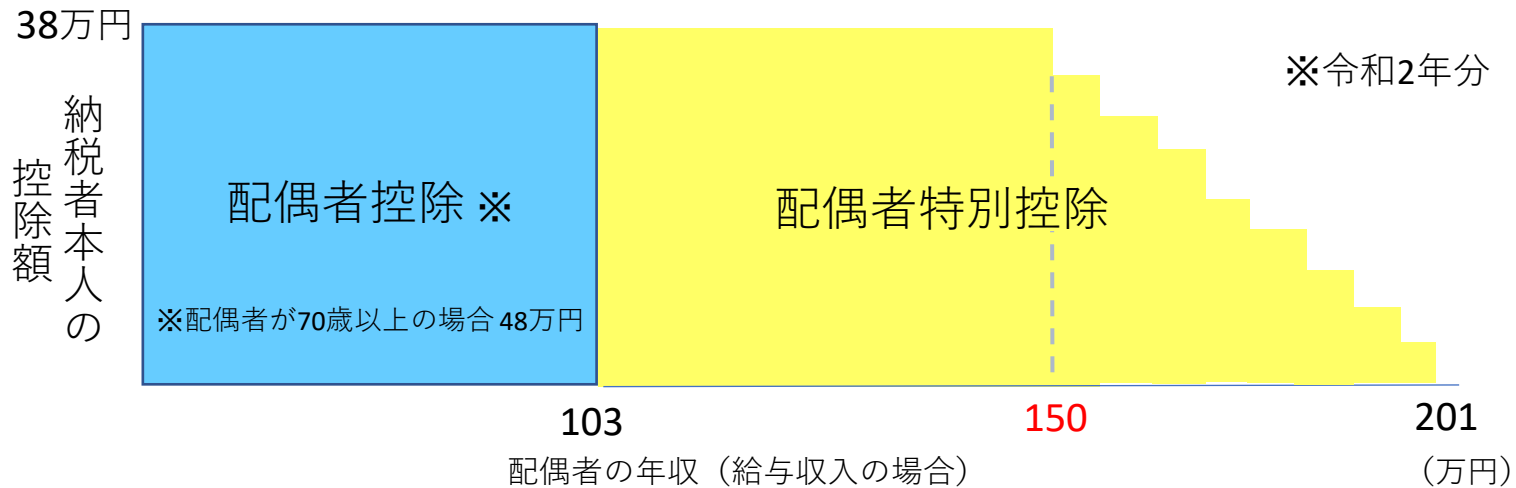
また、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に**130万円**以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定が遡って取り消されることはありません。

被扶養者認定の詳細については、被保険者の方がお勤めの会社や、加入している健康保険組合、協会けんぽへご相談ください。

所得税の配偶者控除及び配偶者特別控除

配偶者の給与年収150万円までは世帯主の所得控除額は変わりません

納税者本人（世帯主）の給与収入1,095万円以下の場合（合計所得金額 900万円以下の場合）



●令和2年分 配偶者の給与収入（合計所得金額） (単位:万円)

納税者（合計所得金額）

	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 (～48)	～150 (～95)	～155 (～100)	～160 (～105)	～167 (～110)	～175 (～115)	～183 (～120)	～190 (～125)	～197 (～130)	～201 (～130)	201～ (133～)
～1,095 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,145 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,195 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,195～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,095万円(～900万円)の場合、控除額48万円、②1,095～1,145万円(900～950万円)の場合、控除額32万円、③1,145～1,195万円(950～1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,195万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

出典：財務省ホームページ掲載資料（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b07_1.pdf）をもとに令和2年分の数値を用いて作成。

「健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて」（令和3年4月27日 税経12号）に関する質問と回答

2021.5.28

	質問	回答
1	対象は看護師だけか？ 事務職は含まれないか？	「想定していなかった事情」「昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等」によるものであれば、職種は問いません。
2	今回の通知は健康保険の被扶養者認定についてだが、厚生年金についてはどうなるのか？	健康保険の被扶養者として認定された場合は、厚生年金についてだけ被保険者として扱われることはありません。
3	扶養内で働いている看護師が、ワクチン接種業務に従事したため一年間の収入が 130万円 以上となった場合、引き続き扶養内で働くための手続きはどうすればよいか？	世帯主のご勤務先を通じて、保険者（協会けんぽ、健康保険組合等）にご確認ください。過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書、勤務先からの収入見込み証明書等の提出が必要になることが考えられます。 あくまでも「一時的な事情によるもの」であることのご説明が必要になります。提出書類に記載されている時給、就労時間等から明らかに今後1年間の収入が 130万円 以上と算定できる状況の場合は、被扶養者として認められない可能性があるため、ご留意下さい。
4	仮に今回のような大規模ワクチン接種事業が来年も行われる場合、来年はどのような取扱いとなるか。	恒常的な勤務日数の増や時給の増額などが無い、一時的な事情であれば、今年と同様の対応となります。

上記は、お問い合わせいただいた内容を整理し、厚生労働省保険局保険課に確認したものです。今後、変更が生じる可能性も⁴⁵ございます。

病床確保計画

資料4-1

		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	緊急時 (フェーズ5相当)
確保病床数	①即応病床数	339床	550床	813床	1,220床	1,480床
	②準備病床数	211床	263床	407床	260床	—
うち重症病床数	①即応病床数	70床	86床	98床	172床	172床
	②準備病床数	16床	12床	74床	—	—
対応医療機関		重点医療機関 一般受入医療機関	重点医療機関 一般受入医療機関	重点医療機関 一般受入医療機関	重点医療機関 一般受入医療機関	重点医療機関 一般受入医療機関 疑い患者受入病床
次のフェーズに向けて準備病床から即応病床への転換を要請する主な指標	新規陽性者数	5人/10万人/週 (37人/日)	10人/10万人/週 (73人/日)	20人/10万人/週 (146人/日)	40人/10万人/週 (292人/日)	—
	病床使用率	フェーズ4の即応病床数の8% (約100床)	フェーズ4の即応病床数の15% (約180床)	フェーズ4の即応病床数の25% (約300床)	フェーズ4の即応病床数の50% (約600床)	—
即応病床への転換に要する期間の目安		要請後1週間以内	要請後1週間以内	要請後1週間以内	要請後1週間以内	—
国のステージ判断指標との関係						

フェーズ移行基準(案)

指標	フェーズ1 → フェーズ2	フェーズ2 → フェーズ3	フェーズ3 → フェーズ4
①新規陽性者数	直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者が5人以上でかつ増加傾向	直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者が10人以上でかつ増加傾向	直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者が20人以上でかつ増加傾向
②病床使用率	フェーズ4の即応病床数(1,220床)の8% (=約100床)以上	フェーズ4の即応病床数(1,220床)の15% (=約180床)以上	フェーズ4の即応病床数(1,220床)の25% (=約300床)以上
③重症病床使用率	フェーズ4の即応病床数(172床)の4% (=約7床)以上	フェーズ4の即応病床数(172床)の8% (=約14床)以上	フェーズ4の即応病床数(172床)の12% (=約20床)以上

※いずれの場合も、①～③の指標を踏まえて総合的に判断

※フェーズ4から緊急時(フェーズ5相当)への移行についても、新規陽性者数や病床使用率等を踏まえて総合的に判断。



医療機関への要請内容	・フェーズ1の準備病床(211床)の即応病床への転換	・フェーズ2の準備病床(263床)の即応病床への転換	・フェーズ3の準備病床(407床)の即応病床への転換
------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

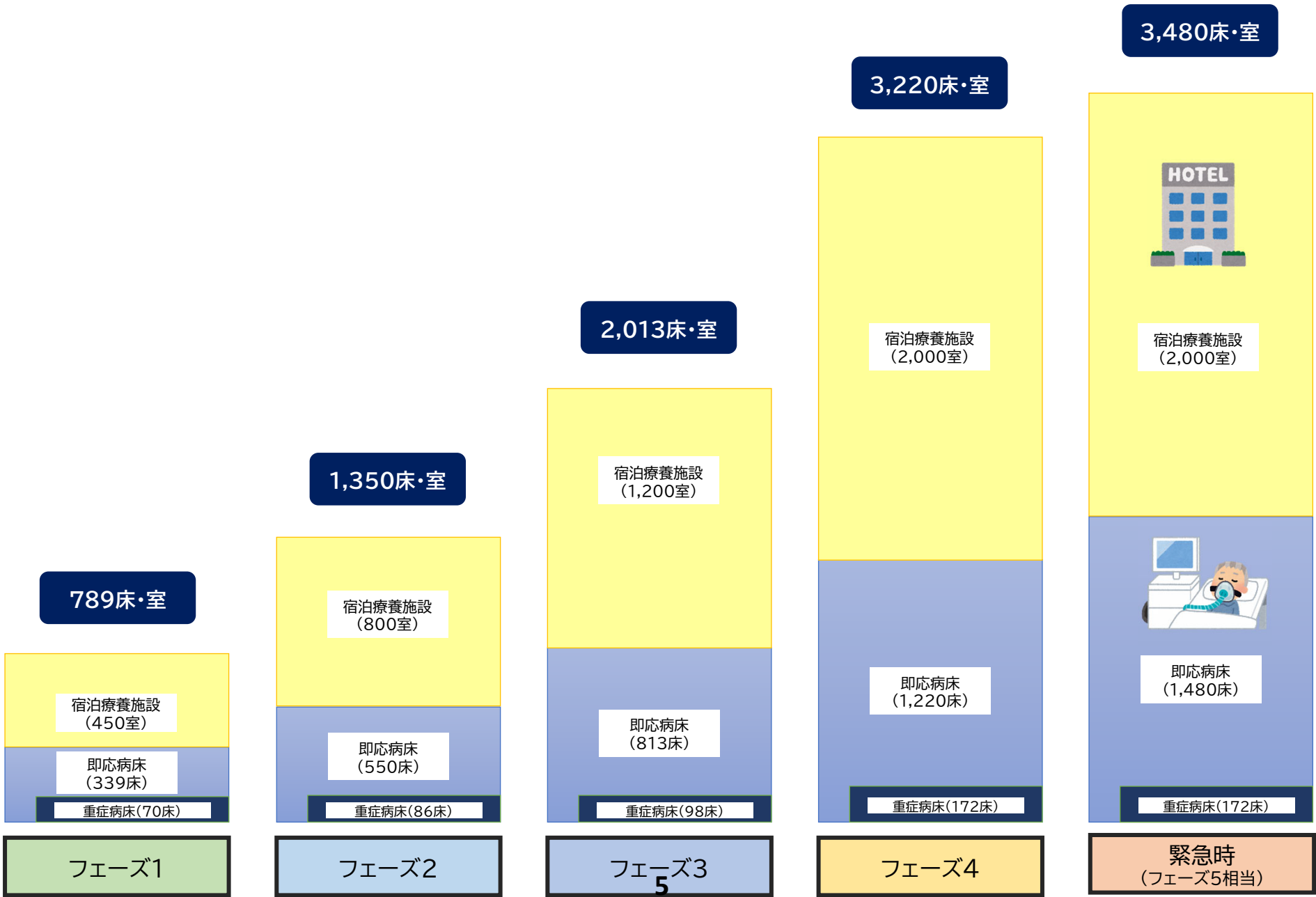
各指標の基準の設定根拠

指標	フェーズ1 → フェーズ2	フェーズ2 → フェーズ3	フェーズ3 → フェーズ4
①新規陽性者数	■国のステージ判断指標 ・ステージⅢの指標(直近1週間・人口10万人当たり15人以上)の3分の1の数	■国のステージ判断指標 ・ステージⅢの指標(直近1週間・人口10万人当たり15人以上)の3分の2の数	■国のステージ判断指標 ・ステージⅢの指標(直近1週間・人口10万人当たり15人以上)とⅣの指標(同25人以上)の中間の数
②病床使用率	■第3波の実績 ・直近1週間の新規陽性者数が約5人に達した時期の入院者数(約100人) ・フェーズ2からフェーズ3への移行基準(=約180床)に達する約2週間前の入院者数 → 約100~120人 ■第4波の実績 ・直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数が約5人に達した時期から1週間後の入院者数(約200人)が、フェーズ1の即応病床の6割未満	■第3波の実績 ・直近1週間の新規陽性者数が約10人に達した時期の入院者数(約180人) ・フェーズ3からフェーズ4への移行基準(=約300床)に達する約2週間前の入院者数 → 約180~200人 ■第4波の実績 ・直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数が約10人に達した時期から1週間後の入院者数(約300人)が、フェーズ2の即応病床の6割未満	■国のステージ判断指標 ・ステージⅣの指標(50%)の半分の率 ■第3波の実績 ・直近1週間の新規陽性者数が約20人に達した時期の入院者数(約300人) ■第4波の実績 ・フェーズ4の即応病床数の約50%(=600床)に達する約2週間前の入院者数 → 約270~320人 ・直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数が約20人に達した時期から1週間後の入院者数(約480人)が、フェーズ3の即応病床の6割未満
③重症病床使用率	■第3波の実績 ・入院者数が約100人に達した時期の重症者数 → 約5~6人	■第3波の実績 ・入院者数が約180人に達した時期の重症者数 → 約12~14人 ■第4波の実績 ・入院者数が約180人に達した時期の重症者数 → 約10~11人	■第3波の実績 ・入院者数が約300人に達した時期の重症者数 → 約13~16人 ■第4波の実績 ・入院者数が約300人に達した時期の重症者数 → 約14~20人

宿泊療養施設確保計画(案)

		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	緊急時 (フェーズ5相当)
確保室数		450室	800室	1,200室	2,000室	2,000室
次のフェーズに向けて新たな施設の開設準備を始める主な目安	新規陽性者数	5人/10万人/週 (37人/日)	10人/10万人/週 (73人/日)	20人/10万人/週 (146人/日)	40人/10万人/週 (292人/日)	—
	病床利用率	フェーズ4の即応病床数の8% (約100床)	フェーズ4の即応病床数の15% (約180床)	フェーズ4の即応病床数の25% (約300床)	フェーズ4の即応病床数の50% (約600床)	—
新たな施設の開設に要する期間の目安		10日～2週間程度	10日～2週間程度	10日～2週間程度	10日～2週間程度	—
国のステージ判断指標との関係		ステージⅠ～Ⅱ (感染者散発的発生～漸増) ステージⅢ (感染者急増) ステージⅣ (爆発的感染拡大)				

病床・宿泊療養施設確保計画(案)



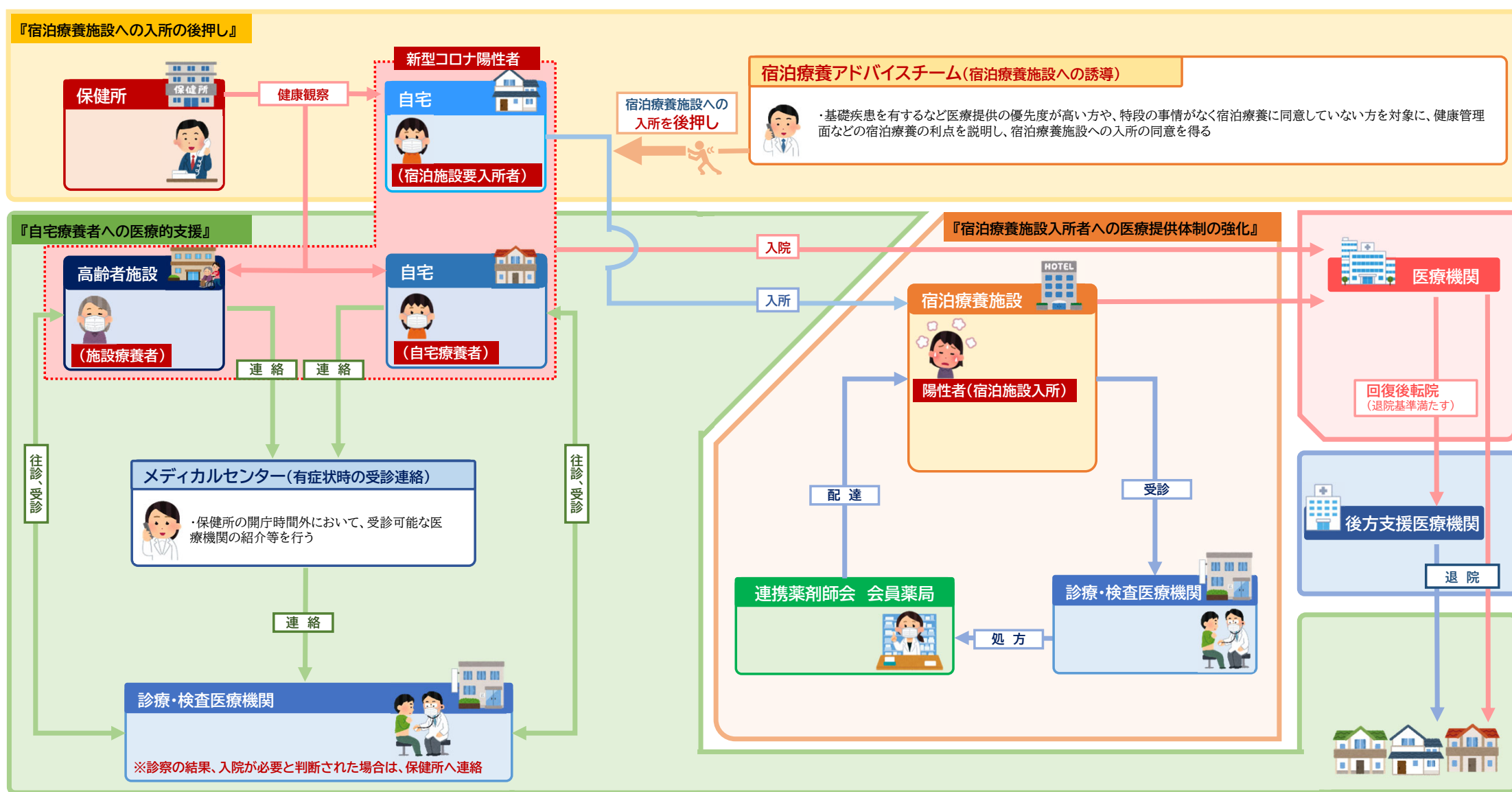
現状		見直し案		
重症度分類等	通常時	重症度分類等	通常時	感染拡大時 (注1)
重症者	・重点医療機関	重症者	・重点医療機関	・重点医療機関
中等症者	・重点医療機関 ・一般受入医療機関	中等症者Ⅱ(注2)	・重点医療機関	・重点医療機関
軽症者のうち重症化リスクが高い者	・重点医療機関 ・一般受入医療機関	中等症者Ⅰ(注3)	・一般受入医療機関	・一般受入医療機関
その他の軽症者 無症状病原体保有者	・重点医療機関 ・一般受入医療機関	軽症者のうち重症化リスクが高い者	・一般受入医療機関	・一般受入医療機関 ・宿泊療養施設 ・高齢者施設等
認知症患者	・重点医療機関	その他の軽症者 無症状病原体保有者	・宿泊療養施設 ・高齢者施設等	・宿泊療養施設 ・高齢者施設等 ・自宅療養
		認知症患者(注4)	・一般受入医療機関 ・高齢者施設等	・一般受入医療機関 ・高齢者施設等

(注1) 病床確保計画のフェーズ4以降を想定

(注2) 呼吸不全ありの患者(厚生労働省「診療の手引き」の重症度分類参照)

(注3) 呼吸不全なしの患者(厚生労働省「診療の手引き」の重症度分類参照)

(注4) 認知症患者のうち重症者・中等症者Ⅱの患者については重点医療機関で受入れ



新型コロナウイルス感染症 発生届 <別紙 ※>

※本紙は福岡県独自様式とし、保健所が効率的に入院、入所などのトリアージを行うために使用します。医師は、発生届と本紙を診断後直ちに保健所に提出（FAX）いただきますようご協力の程お願いいたします。

宛 先：都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

FAX：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

医療機関情報	医師氏名	
	医療機関名称	
	所在地	〒
患者情報	患者氏名（フリガナ）	
	年齢（診断時）	歳
	住所	〒
	（電話）	（ — — ）
酸素飽和度（室内気）		%
重篤な基礎疾患（該当に☑）		☐ 悪性腫瘍の術後 1 年以内 ☐ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）で症状がある患者 ☐ 腎不全 ☐ 糖尿病（インスリン又は、経口糖尿病薬を服用中の患者） ☐ 治療中の心不全、虚血性心臓病 ☐ 固形臓器移植後での免疫抑制剤を服用中の患者
基礎疾患（該当に☑）		☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ 慢性閉塞性肺疾患（COPD） ☐ 虚血性心臓病、心筋梗塞の既往 ☐ 肥満（BMI30 以上） ☐ 65 歳以上の高齢者
認知機能		☐ 障害あり ☐ 障害なし
病院入院の必要性の有無（いずれかに☑）		☐ 有 ☐ 無

(案)

自宅療養者又は宿泊療養者の診療対応に係る意向調査票

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大により陽性者が急増した場合、高齢者施設や自宅で療養せざるを得ない状況が生じることが想定されます。その際の医療支援体制を検討するため、自宅療養者等への診療対応についてお尋ねします。

〔Ⅰ〕 自宅療養者等に対しての診察対応は可能でしょうか。(複数回答可)

- ①自院のかかりつけ患者^(※1)は可 ②コロナに関する検査を実施した患者は可
③かかりつけ患者でなくても可 ④診療は不可



④を選択した場合、〔Ⅱ〕にお進みください。

(※1) かかりつけ患者

慢性疾患のため定期的に受診している患者、慢性疾患を有しており、不規則ながら断続的に受診している患者、継続的に受診しているが、主として自院以外の医療機関に受診している患者、慢性疾患はなく検診やワクチン接種などの必要時に受診している患者、慢性疾患はないが急性疾患や愁訴を生じた場合には受診している患者

(出典：あおぞら診療所長川越正平：医事新報 2020-11-04)

1-①) 貴院において平日昼間の時間帯での診療は可能ですか。可能な対応に○をお付けください。

①電話相談

②外来診療

③往診

①②③の場合どの時間帯で対応できますか

		月	火	水	木	金	土
診療対応 可能時間	午前	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	午後	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：

1-②) 新型コロナウイルス感染症陽性者に対して対応可能な処置等をご記入ください。

- | | | |
|----------------|----------------------------|-----------------------------|
| ①発熱等への対症療法薬の投薬 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| ②点滴や補液の実施 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| ③酸素投与 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| ④レントゲン検査 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| ⑤CT検査 | ☐ 可 | ☐ 不可 |

その他可能な処置があればご記入ください

2-①) 貴院において休日や夜間の時間帯での診療は可能ですか。可能な対応に○をお付けください。

①電話相談

②外来診療

③往診

①②③の場合どの時間帯で対応できますか

	午前	午後
日曜日	: ~ :	: ~ :
祝日	: ~ :	: ~ :
夜間	: ~ :	

2-②) 新型コロナウイルス感染症陽性者に対して対応可能な処置等をご記入ください。

①発熱等への対象療養薬の投薬

☐ 可 ☐ 不可

②点滴や補液の実施

☐ 可 ☐ 不可

③酸素投与

☐ 可 ☐ 不可

④レントゲン検査

☐ 可 ☐ 不可

⑤CT検査

☐ 可 ☐ 不可

その他可能な処置があればご記入ください

〔Ⅱ〕 宿泊療養施設においてJMAT医師の診察の結果、検査等の必要性により外来診療が必要な場合があります。各施設からの外来診療は可能でしょうか。可能な場合、診療可能時間帯を御記入ください。

☐ ①可能

☐ ②不可

【①可能な場合の診療可能時間】

		月	火	水	木	金	土	日
診療時間	午前	:	:	:	:	:	:	:
		~	~	~	~	~	~	~
		:	:	:	:	:	:	:
	午後	:	:	:	:	:	:	:
		~	~	~	~	~	~	~
		:	:	:	:	:	:	:
	夜間	:	:	:	:	:	:	:
		~	~	~	~	~	~	~
		:	:	:	:	:	:	:

※施設リストの共有について

本件に係る医療機関名及び診療の対応内容は一般に公表いたしません。

ただし、関係者（県等、保健所、医師会、地域の医療機関ほか必要と認められる機関）内で情報共有させていただきます。

※内容についてお尋ねする際のご担当者様のご連絡先をご記入ください。

医療機関名	
担当部署	
担当者氏名	
連絡先（電話）	

お忙しいところご協力いただきありがとうございました。

福岡県における高齢者施設等の取組

1 新型コロナウイルス感染症の予防・早期発見の支援

(1) 高齢者施設等の職員を対象としたPCR検査

令和2年12月から重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者と接する可能性がある施設職員を幅広く対象として、施設ごとに一斉・定期的にスクリーニング検査を実施しています。

○事業概要（令和2年度実績）

1 対象施設・対象者（保健所設置市内の施設を除く）

入所系の高齢者施設および障がい者施設の職員（約2,500施設、最大約95,000人）

※入所者と接する可能性のある職員を幅広く対象とし、資格や職種、雇用形態等は問わない

2 実施期間 令和2年12月21日から令和3年3月31日まで

3 検査方法 唾液を用いたPCR検査

4 検査回数 職員1人あたり3回を上限

5 検査費用 無料（受検者の負担なし）

6 検査実績 これまで1,800以上の施設で延べ約11万8,000人が利用
（令和2年度実績）

申込件数	検査件数	陽性者疑い数
延べ3,133施設	延べ3,091施設	38施設
118,101件	105,813件	56人

※ 感染の可能性を早期探知し、施設内での感染拡大（クラスター発生）を未然に防ぐ効果があったと考えられる事例が9例あり。

○ 令和3年度においても、月1回の頻度で事業を継続（4～6月まで予算措置）。

なお、緊急事態宣言発令中の間は、週1回の頻度で検査を実施。

※ 令和3年度実績：4月末現在で約3万8千人が利用

(2) チェックリストによる自己点検

新型コロナウイルス感染症の発生を予防するため、厚生労働省が作成した「施設内感染対策のための自主点検チェックリスト」を各施設に送付し、自主点検をするよう周知しました。（令和2年8月実施）

(3) 新型コロナウイルス感染症対策オンライン説明会

福岡県と福岡県医師会は、全国的に変異型ウイルスによる感染拡大が進む中で、5月の連休前に、県内の高齢者施設等を対象とした感染症対策のオンライン説明会を緊急に実施しました。（令和3年4月実施）

- 1 対象施設・対象者（政令市・中核市含む）
高齢者施設及び入所系介護サービス事業所（約 2,800 施設）
- 2 実施期間
令和 3 年 4 月 26 日から 30 日まで
- 3 実施方法
県内を 8 地区に分けて、Zoom アプリによるリモートで実施。
全説明会の録画動画を 5 月下旬に公開予定。
- 4 実施内容
感染症専門医をはじめ、高齢者施設の管理者等がパネリストとして参加し、ディスカッション形式で進行。医師会が作成した研修用動画「いいカラオケ 悪いカラオケ」の放映や、オンラインで受け付けた質問にパネリストが回答。（全体で約 90 分）
- 5 開催実績（延べ全 8 回）
参加者数：約 1,000 人
参加施設数：約 600 施設

（４）介護施設感染環境ラウンド・アドバイザーの派遣

福岡県看護協会の協力のもと、感染管理認定看護師が高齢者施設を個別に訪問し、それぞれの施設に応じた感染予防対策についての指導・助言を実施しました。（令和 2 年 9 月～3 年 2 月実施）

○事業概要（令和 2 年度実績）

1 対象施設

県内（政令市・中核市含む）の高齢者施設及び入所系サービス事業所

2 実施時期及び実績

令和 2 年 9 月から 11 月まで 31 施設

3 年 1 月から 3 月まで 52 施設

計 83 施設（北九：27、福岡：28、筑後 16、筑豊：12）

（５）情報の伝達・共有

厚生労働省から発出される「介護現場における感染対策の手引き（マニュアル）」や「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点」をはじめ、大学病院等が作成した資料などについて感染拡大の状況等を踏まえ、適宜、電子メール等により施設、事業所、市町村（介護保険者）等に発信し、現実に応じた形で情報の共有を図ってきました。（令和 2 年 2 月から）

2 それでも施設内感染が起きてしまったときの支援

（１）感染症発生時の専門家派遣

新型コロナウイルス感染症が発生した施設に、県で登録した感染症専門医及び感染管

理認定看護師を派遣し、施設内のゾーニングなど感染拡大防止対策について指導・助言を行っています。(令和3年1月から)

1 医師・看護師の登録状況

医師6名、看護師8名

2 派遣実績(5月24日時点)

延べ6回(介護老人保健施設:3回、有料老人ホーム:3回)

延べ9名(医師:6名、看護師3名)

(2) 感染症発生時の業務継続支援

多数の職員が感染しマンパワー不足となった施設に対し、事業継続を支援するため、福岡県老人福祉施設協議会、福岡県介護老人保健施設協会、北九州高齢者福祉事業協会及び福岡県介護支援専門員協会の協力をいただき、施設間での職員の相互派遣等の仕組みを構築し、施設からの要請に基づき派遣を行っています。(令和2年12月から)

派遣実績(5月24日時点)

2 施設

- ・介護老人保健施設:1件(2名派遣:介護職、看護職)
- ・小規模多機能型居宅介護:1件(1名派遣:介護職)

(3) 感染発生に向けた職員、管理者向け研修動画

新型コロナウイルス感染症が発生した際の対応を職員が事前に習得し、施設における感染拡大防止を図るため、感染症専門医師及び感染管理認定看護師の協力のもと、研修用動画及びテキストを作成し、公開しています。(令和2年10月から)

1 動画の内容

①管理者編(13分)

○主な内容

- ・ゾーニングの基本的な考え方
- ・感染者のケアに必要な職員の防護具
- ・職員のメンタルヘルス

○視聴回数(5月24日時点)

約27,429回

②職員編(16分)

○主な内容

- ・防護具の着脱方法
- ・感染者のケアの仕方
- ・感染者の体調管理

○視聴回数(5月24日時点)

約58,993回